ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

中 谷 直 可

三 日本の講和会議方針の変化	小括	2. アメリカ	1. 日本	一 日米の講和会議方針	大	2. 大戦中の日米関係とウィルソンの対日不信の増	1.「新外交」の登場	一 ウィルソンの「新外交」と日米対立の背景	はじめに
結論	2. 日米「妥結」の受容	1.ウィルソン構想の敗退	五 パリ講和会議後	3. 決着	2. ウィルソンの政治的決断	1.アメリカの対応	四 日米「妥結」の成立過程	3. 外交調査会の影響力低下	2. 「日中協調」の破綻

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

講和会議の構成

同志社法学

はじめに

講和条約に反映されたが、 想主義的な「新外交」を掲げるアメリカの主張と、 なく繰り返されたのである。 原則に則った中国への直接還附もしくは国際共同管理を主張した。そして、両者の間で激しい議論の応酬が幾度と 世界大戦中から続く日米対立が頂点に達した、というものであった。日本全権は大戦中に結ばれた日中条約を盾 (Woodrow Wilson) パ ドイツ権益の日本への無条件譲渡を頑なに主張し、 リ講和会議における山東半島 大統領率いるアメリカ代表団は、その日中条約の有効性自体を認めようとせず、「新外交」の 日米両国の関係はその後も安定せず、「日米危機」と呼ばれるような事態にまで陥って 結局ウィルソンが講和条約と国際連盟の成立を優先する形で、 (旧ドイツ権益) 旧来の勢力圏外交的な日本の主張が真っ向から対立し、 の処分方法をめぐる日米交渉に関する従来の研究の評価は、 講和条約への不調印さえ示威した。 日本の主張がそのまま 対して、 ウィルソン 第一次 理

なる、 されるのも至極当然と言えよう。 ではなく、 で主要な交渉を担当した牧野伸顕との間でもたれた交渉の経過をつぶさに検証すると、日米対立の「頂点」とは異 このように、これまで明らかにされてきた史実に鑑みれば、 別の 状況や事実関係認識の一定範囲への収斂や、また相互認識の修正や改善などが見られたのである。これ 側面が見いだされる。本稿で詳しく明らかにするように、 しかし、 日米両国の代表団、 特にウィルソンと日本の次席全権であり、 パリ講和会議で日米対立は「頂点」に達したと説明 両者の間には激しい対立や相手への不信だけ Ш 東問

らの事実はパリ講和会議での山東問題の一応の妥結に大きな影響を与えたと考えられる。

このような側面はこれまで見過ごされがちであった。その原因として指摘できるのは、まず第一に従来 ウィルソンが講和会議前に発表した一四ヶ条を主要な基準として、パリ講和会議における日米交渉を評

価してきたことである。

た。しかし同時に、パリ講和会議でウィルソンの新国際秩序案が英仏などの列強によって骨抜きにされ、アメリカ 上院がヴェルサイユ条約加盟の批准を否決したことは、「新外交」理念の敗北を強く印象づける結果となった。特

での国際政治システム全体を否認するものであり、同時代の特に外交指導者や知識人に強烈なインパクトを与え

秘密条約の否定や、民族自決主義などを掲げたウィルソンの「新外交」の主張は、

それま

にウィルソンが条約批准を訴える全国遊説で病に倒れたことは、 このような、講和会議前のウィルソンの華々しい理想主義の主張と、その悲劇的敗北という対照的な構図は、 劇的な効果を持った。

時代人だけでなく、 いかにウィルソンの「理想」が、日本や英仏の「旧外交」的主張によって挫折に追い込まれたの 後世の研究者に対しても大きな影響力を持った。ために、 パリ講和会議における山 東問題に関 かが、

研

同

本の要求を最終的に認めたことも、 究上の大きな焦点であり、自ずと交渉の対立面に主に光があたることになったのである。こうしてウィルソンが日 国際連盟構想を優先するために講和会議で数多くなした、「旧外交」への単な

る譲歩の一つとして説明されてきた。

確かに「新外交」のイデオローグとしてのウィルソンにとって、それは譲歩以外の何物でもなかったであろう。

しかし「外政家」ウィルソンにとっては、それは講和会議後の国際政治を見据えた政治的決断でもあった。当然、

る。 に向けて指導的役割を果たす心算であり、 ウィルソンは講和会議後も引き続いてアメリカ合衆国の大統領として、近く成立する国際連盟で、新国際秩序構築 ウィル ソンの 「譲歩」は、この点に注意して評価されるべきであろう。 講和会議はウィルソンの理想を実現する最後の機会ではなかったのであ

臨時外交調査委員会(以下外交調査会と略す)での討議を、当時の日本政府の政策決定過程で、 どのよ

会での討議内容を伝えるものは、この資料以外には殆ど残存していない。このため、従来の研究では、 調査会の議事録 記』における主に伊東ら「旧外交」派の頑迷強硬な発言を、そのまま日本政府の政策とみなして、日米対立の大き うに位置づけるかの問題がある。 (『翠雨荘日記』) は、 外交調査会委員で、対外政策のご意見番を自任していた伊東巳代治の残した外交 当時の政策決定過程を知る上で、数少ない貴重な資料であり、 『翠雨荘

査会の影響力は講和会議の全般を通じて強力であったわけではなく、 っていた。このため、 内閣と関係が深かった外交調査会委員との不安定な協力関係から、 な要因をそこに帰してきた。しかし、 政策決定の経路や権限の所在はかなり流動的で、複雑であった。伊東が牛耳っていた外交調 講和会議期は、 原敬政友会内閣が、 政策運営を内閣に一元化していく過渡期にあた 原の外務省への外交運営一元化を目指した慎 山県有朋系の官僚閥や軍部、 また寺内前

重かつ巧みな政略により、 細谷千博が鋭く指摘するように、牧野伸顕が、 牧野ら全権に対する指導力は徐々に低下していった、 講和会議前に自身の理想主義的意見を伊東らの というのが筆者の見解である。 強硬な反

対意見によって斥けられ、 牧野は決して伊東ら「旧外交」派の代理人を粛々と務めたのではなく、 対米交渉において大きな制約を受けたのは事実である。 制約された環境の中で、 しかし、 後で詳しく説明するよ 日本の主張

と日米妥結のために、場合によっては、事前に与えられていた訓令の内容を越える発言や声明さえ行っている。そ の実現と日米決裂の回避という両立しがたい目的の達成を果敢に追求した。その過程で牧野は、 して、こうした牧野の行動は、外交調査会の影響力低下と決して無関係ではありえなかった。 ウィルソンの説得

方針の象徴として強調されてきたが、牧野の役割をよりよく理解するためには、限られた条件の中で、「外交官 牧野個人に関しても、 講和会議前の「新外交」的主張と講和会議での行動とのギャップが、 日本の「旧外交」的

として牧野が果たした役割を再評価する必要がある。

境に注意しながら再検討したい。加えて、パリにおける日米妥結が、その後の日米関係や東アジア・太平洋地域 たあと、講和会議でウィルソンと日本全権が妥結にいたった過程と要因を、双方の置かれた外的、 以上の問題意識から、 本稿では、まずはじめに山東をめぐる日米の対立がいかにして形成されたかを明らかにし 内的な政治的環

一 ウィルソンの「新外交」と日米対立の背景

国際政治に及ぼした影響についても考察を行い、

結論を述べる。

1. 「新外交」の登場

第一次世界大戦の勃発(一九一四年八月)とその泥沼化は、

従来の国際政治の基本原則であったヨーロ

ーッパ列強

復できなかったヨーロッパに変わって、大戦の帰趨を決定したアメリカは、ウィルソン大統領の「新外交」と新た の勢力均衡システムが現実政治的にも、また外交理念的にも崩壊したことを意味した。そして、自ら国際秩序を回

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

同志社法学

五六巻二号

(三四九)

八四

な「世界秩序」構想を提示し、講和と戦後構想に大きな影響を与えることになる。

を地球大に拡大することによって、世界の永続的平和を達成することにあった。ウィルソンは大戦の原因をヨーロ ウィルソン大統領の戦後構想の目的は、 勢力均衡システムにかえて最終的に「自由主義的資本主義的国際秩序」

ッパ的事象としての秘密外交、軍事同盟網、植民地分割競争などに象徴される勢力均衡システムの破綻に見いだし

いた。8 主義国家によって構成される平和を提供すべきであると、アメリカの国際的な役割に対して強烈な使命感を有して 会に統合することに成功したアメリカは、 ていた。そして「旧世界」の圧迫を逃れ、「新世界」においてあらゆる人種、階級からなる人々を自由民主主義社 国際政治においてもその価値の正しさを証明し、 経済的相互依存と民主

的解決などと国際連盟の構想を明らかにした。ウィルソンにとって大戦の講和は「新しい力の均衡」ではなく、 条」によって、新たな講和の原則として秘密条約の廃止、公開外交、民族自決、 こうした観点からウィルソンは、勢力均衡にかわり「集団安全保障」の概念を提示し、 経済障壁の撤廃、 一九一八年の 国際紛争の平和 几

「正義に基づく確固たる平和」のためになされねばならなかった。 ^(s)

2 大戦中の日米関係とウィルソンの対日不信の増大

大戦の勃発は東アジア地域からヨーロッパ列強を後退させ、「力の真空」をもたらした。日本の大隈内閣はこれ 「天佑」として、 積極的な中国政策に乗り出し、 参戦によってドイツ租借地を含めた山東半島を占領し(一九一

四年八月)、いわゆる二一ヶ条要求 (翌年一月)によって中国権益の伸張をはかる。いわば日本は、ウィルソンと

は逆に、 後には列強 破綻と捉え、 も関心も、 旧来の外交原則でもって大戦による国際政治の変容に反応したと言える。このため、日本の大戦への関与 アメリカに比べて著しく限られることになった。ウィルソンが大戦の勃発を従来の国際政治システ とりわけ英米を中心とする勢力均衡システムが復活すると固く信じていたのである。(ユ) それに変わる国際政治理念を発展させていったのとは対照的に、 日本の政治指導者の大部分は、 ノムの

ジア国際政治は、 てアメリカの要求に対処することが可能であった。しかしながら大戦によって欧州列強のプレゼンスが大きく後退 もっとも「力の真空」は同時に、安定していた日本の国際環境を大きく変容させる結果ともなった。 欧米列強の勢力均衡によって規定される多極構造であり、 日本は英露などとの同盟や協定を通じ 従来の東ア

したことから、影響力のある主要国は日米のみとなり、両国が直接対峙することとなったのである。

従来の主に経済的利益の確保を目的とした門戸開放主義から、

ウィルソンの大統

ールソ

しかもアメリカの中国政策は、

領就任によってより政治的、 中国が一九一一年の辛亥革命によって東アジアにおける初の「姉妹共和国」となっていた事実は、 道徳的な色彩を強めつつあった(その裏には中国のアメリカ人宣教師の影響があっ ウィ

民主主義の揺籃期にある中国の後見人としてのアメリカというイメージを強く意識させた。ウィルソンはこ

このようなウィルソンの中国に対する強い関心とは対照的に、その日本に対する知識や認識は貧弱であり、

うした観点から一九一三年に対華六国借款団を脱退し、

中華民国の単独承認を行っていた。

に至るまではたいした政策構想も有していなかった。ウィルソンが駐華公使の人事に積極的に関与したのに対し

五六巻二号

八五

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題 同志社法学

ヶ条要求によって中国に対して露骨な「旧外交」的要求を行ったことは、 駐日大使の人選がほとんど民主党内の政治的任命で行われたのはその現れである。こうした状況下、「(:) 独特の中国観と「新外交」理念を発展

させていたウィルソンに、 当初、二一ヶ条に対してアメリカ政府は慎重な姿勢を取り、 日本を中国政策の最大の障害物と認識させ、強固な不信感を植え付けることになる。 要求中の第五項(中国の主権に関わる項目を多く含

アメリカ人宣教師がその方針に抗議して、 んでいた)のみを問題とする通牒を日本に送っていた。しかしながら、ラインシュ(Paul S. Reinsch) ウィルソンに直接訴えたためアメリカの政策は一変する。ウィルソンは 駐華公使や

出すにいたるのである。 二一ヶ条全体がアメリカの条約上の権利を侵し、中国の門戸開放、領土保全を侵害するとして、不承認政策を打ち

な中国政策を推進した。 借款や種 日本はアメリカの抗議もあり第五項を撤回したが、その後も、 **々の日中協定を通じて、ウィルソンの普遍的な戦後構想とは相容れない、特殊な地域秩序の構築を図って** 特に寺内内閣は日中間の特殊関係を前提に、日本こそが中国の後見人であるとして、 大隈、 寺内両内閣にわたってアグレッシブ 西原

に、 始したため、具体的な解決に向けた交渉が日米間で持たれることはなかった。こうして、表面上の安定とは裏腹 しかし、アメリ アメリカは対日不信感を一方的に募らせてゆく結果となった。また日本側も、その不信感を正確に理解できな かが欧州政策と日本との戦時協力を優先し、 もっぱら自身の中国政策の原則を表明することに終

かった。

中国問題に関して、日米の外交経路は機能不全に陥っていったと言える。

このように、 じて自身の戦後構想に日本を取り込むことさえ考えていたウィルソンは、日本への不信感を決定的にしたのである。 た。しかしながら日本が参謀本部の主導下、アメリカとの了解を大幅に超える大出兵を行ったため、共同出兵を通 ける反ボルシェヴィキ勢力の支援と日本の単独行動の抑止のために、英仏から要請のあったシベリア介入を決行し こうしたアメリカの対日不信は、一九一八年のシベリア出兵で一つの頂点に達する。ウィルソンはシベリアにお 実際の互いの行動や目的、動機に対する理解や交渉が甚だ不十分な状況下で、日米両国は講和会議で

二 日米の講和会議方針

の山東問題の討議に備えて、それぞれの方針を決定、

あるいは形成するのである。

日本政府は、

一九一八年一二月の外交調査会において講和会議に対する基本政策を最終決定し、「講和ノ三大方

1.

日本

調ヲ一ニスル」こと、というものであった。またウィルソンの 喙セザル」こと、③連合国が共通に利害関係を有する事柄に関しては「大勢ノ意向ヲ省察シ成ルベク連合与国 針」として同月二六日に日本全権に訓令した。その内容は、①山東および南洋諸島を中心とする旧ドイツ権益の |無償譲渡ヲ要求」すること、②「帝国ノ直接ニ利害関係ヲ有セザルモノ」に関しては「特ニ必要ナキ限リ之ニ容 「新外交」に関しては、「ウィルソン十四個条ニ対

しながらも、実際の日本への影響を憂慮して留保条件を列挙し、最終的には同盟国「英国ト歩調ヲ一ニ」して対処 スル帝国政府意見」が同じく全権に打電された。同意見は一四ヶ条のそれぞれに大体は「主義トシテ賛成スル」と

五六巻二号

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

するか、もしくは「大勢ニ順応スベシ」としていた。特に国際連盟案に関しては、外務省の準備不足も手伝って、

- 具体的成案ノ議定ハ成ルベク之ヲ延期セシムルニ努メ」るとはなはだ消極的であった。

秩序構想に対しては著しく具体的内容を欠いているのに対して、山東半島を含む旧ドイツ権益譲渡問題には、 以上のように日本全権は、日本の個別的利害問題に局限された基本方針を与えられていた。 上記の訓令が、 戦後

せて四十五項目からなる詳細かつ長大な指示を与えているのは象徴的である。(望)

海軍両省と法務局の参加を得て、講和問題が本格的に審議され始めた。同委員会は、一九一六年末には、寺内内閣 和問題に取り組み始めたのはかなり早く、一九一五年九月には正式に「日独戦役講和準備委員会」が組織され、 以上の全権宛訓令は、 外務省が外交調査会に提出した意見案を、 ほぼ踏襲する形で決定されている。

応主義を明記した後、 に最終報告書を提出する。 をできるだけ限定することを求めていた。このように準備委員会が想定した講和会議は、ドイツとの終戦処理と参 特に中国問題は 同報告書は、 「戦争ヨリ直接且自然ニ生ズル問題ノ外」は講和会議で討議せず、 山東などのドイツ権益に対しては無条件譲渡、 一般問題に対しては大勢順

って大きな変容を遂げることは想定外であった。 の直接の利害調整に限定されたものであった。当然、 日本政府は国際政治における規範や理念が、

的運用を行うために内閣主要大臣と各党党首(憲政会の加藤高明は不参加)、枢密顧問官などからなる外交調査会 最終報告書が出された後、一九一七年一〇月に寺内内閣によって外交の政争への利用を抑制し、対外政策の統

外務省の対外政策立案・決定過程における役割は大きく低下する。そして同内閣が日中の特殊関係を

が設置され、

針に本格的な再検討を加えることは不可能となり、一九一六年の最終報告書の基本的内容やスタンスは講和会議直 前提とする中国政策をとったこともあり、外務省が一九一七年以後のアメリカの参戦を踏まえて、その講和会議方

前に発足した原敬内閣にまで受け継がれるのである。

あるいは修正する余地は当然残されていた。むしろ、国際政治の転換点に際し、従来の外交の枠組みに変わる新た るを得なかった。しかし、政治指導者のリーダーシップの発揮によって、外務省が示した基本方針を大きく転換、 以上のように、 外務省案ははなはだ技術的で、「新外交」への対応を著しく欠いたものであり、またそうならざ

なヴィジョンを、

かつて原敬が、第一次世界大戦前の欧米視察で、アメリカ経済や社会の活況や、自国文化に強い誇りをもつフラ

う。そして、この役割を最も果たしうる考えと地位を有していたのが、首相に就任したばかりの原敬であった。

政策の実施者たる外務省に対して積極的に示す責任が、

政治指導者には課せられていたといえよ

ンスはパリの風俗にまで多大な影響を及ぼしているその政治的、 経済的、そして文化的パワーに強い衝撃を受け、

直後には「如何なる方法を以てするも米国との感情を和らげ、之に提携するの方針を取らざるべからず」との考え 「将来恐るべきは此国ならん」と結論したのはつとに有名である。原はこうした認識を基にして、早くも大戦勃発

解決すべきと考えたのは多くの政治指導者と同様であった。しかし、大隈内閣が火事場泥棒的な勢力圏の強化と拡 原が、 寺内内閣が特殊な日中両国関係の構築を企図したのとは違い、「米国の故障を起きざるの政略を取らざるべ 大戦が引き起こすであろう勢力均衡の大変化が東アジアに及ぶ前に、 日本のアキレス腱である中 -国問 .題を

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

五六巻二号

八九

(二五五

た原にとって、対米協調政策が、まずなによりもアメリカとの間で多くの対立と摩擦を引き起こした大戦中の中国 方針を取らざるべからず」との確固たる考えから、 からず」「一朝米国と事あるに際し欧州は毫も恃むに足らざれば、米国の感情は多少の犠牲を払ふも之を緩和するの 原は対米協調政策を一貫して主張したのである。首相に就任し

原は、 アメリカの参戦による国際環境の変化を、日本の政治指導者中では、 最も的確に把握していたと言えよう。

政策からの転換を意味したのは、言うまでもない。首相就任直後から原は、

慎重に中国政策の転換を進めてゆく。

には外相就任を要請された間柄でもあった牧野伸顕 こうした対外政策の転換を説く主張は、 原のみに限られたものではなかった。 (文相、外相などを歴任) 講和会議全権は、 原と同じく外務省出身で、 出発前に外交調査

会(一二月八日)で外交意見書を提出し、大戦中の日本外交を「列国ヲシテ、帝国ヲ目スルニ表裏多キ不信

ノ国ヲ

Ш

以テセシムルニ至」らしめたと痛烈に批判し、 いかに国際政治に関する思潮を欧米において一変させたかを説明し、 旧式外交ヲ根絶センコトニ最モ重キヲ置ク」と的確に指摘したのである。特にウィルソンが一四ヶ条を盾に、 外交政策、特に中国政策の転換を主張した。そして牧野は、 講和会議の目的は永久平和の確立のために 大戦が

際連盟案に消極的態度をとることは論外であり、 東問題などの「列強間 ノ協議ニ容喙スベキハ」当然予期される事態であった。牧野にとって、こうした状況下、 日本は「大勢ヲ予見シ、少クトモ主義上ハ進デ国際連盟ノ成立ニ 玉

賛同」すべきであり、 また中国問題では、 ウィルソンが主張するであろう治外法権の撤廃や、 駐留軍隊の撤兵を率

先して提起すべきことを主張したのである。

こうした牧野の「新外交」の主張表明は、 スタンドプレーではなく、原首相はもちろんのこと、外務省の少なく

部局であり、 とも一部の声を代弁していたと思われる。この牧野意見の元となった文書を起草したのは外務官僚の小村欣一であ 易していた中国在勤の外交官も、 したのはこの第一課であろう。陸軍出先や西原亀三など民間人による、外務省を迂回した寺内内閣の二重外交に辟 ったが、彼は大戦初期から政務局第一課長を務めていた人物であった。政務局は周知のように対外政策を立案する その第一課は主に中国問題を扱っていた。寺内内閣の外交調査会設立によって、最も地盤沈下をおこ 従来の政策の転換を強く主張するに至っていた。

駐留の必要なしと断言し、「関東都督府ノ如キ、或ハ支那各地ニ派遣シアル陸軍将校ノ如キハ、徒ニ帝国ノ武断政 みならず、外交実施経路の刷新、 の中で、政府が公表した方針と、現地出先官憲による施策との間にたびたび懸隔が見られたことが、列国の日本に 交実施機関でもあった。小村にいたっては、牧野がさすがに名指しを避けた満鉄守備隊や関東州駐屯軍まで国防上 る。たとえば牧野が中国からの撤退を主張した陸軍の駐留部隊は、 対する不信感を強めた一大要因であったことを指摘し、方針と施策の厳格なる一致を求めた。それは、外交方針の 責任があったが、 一一ヶ条要求に代表されるように、外務省にも対中、対米関係を悪化させた「従来ノ武断的侵略政策」に十分な 牧野や小村らは、新外交への積極的な呼応を二重外交の打破と巧みに結びつけた。 つまり外務省とその在外公館への一元化を言外に要求するものでもあったといえ 権益保護や邦人保護だけでなく、陸軍独自の外 牧野は意見書

策ヲ揣摩セシムルモノ」であるから、「刷新」を必要とすると主張している。 新外交」への呼応だけではなく、 外務省の組織利益にも適うものであった。政策決定・実施過程の一元化を企図 牧野の 「新外交」的 主張は ただ

する原にとっても同様であった。 ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

ば、 発し、陸軍の最高責任者である田中義一陸相も、外務省と陸海軍とが別個に外交方針を立てた例はなく、 少ノ不行届」があったことは認めざるを得なかったものの、「不信不義ノ行為ヲ断行シタルコト絶無」であると反 は大きく分けて二つのパターンがあった。 牧野の主張に対して、 中 国問題で日本が列国の猜疑を招くことになった主たる原因は、 「別々ニ行動ヲ取リタルコトハ絶無」であったと、二重外交の存在を頑なに否定したのである。 寺内内閣の対外政策に深く関わっていた外交調査会委員は猛烈な反駁を加えたが、それに 自身の政策が全面的に否定された格好となった寺内正毅前首相は、 軍閥が跋扈し、 混乱を極める困難な 両者によれ 「今日支 多

解を示した。後述する山東還附問題で、対米関係への配慮から還附実行を強く主張するなど、 増大に対して導き出した結論は、 するアメリカの影響力を非常に重視する点では、原と通じるところがあった。しかし大戦によるアメリカの影響力 憤慨し、 「陸軍外交の弊」を訴える意見書を提出していたこともあって、 原や牧野の対米協調主義とは大きく異なっていた。 牧野の二重外交打破の主張には一定の 伊東はウィルソンの 伊東は中 歯 |問題に対

対して伊東巳代治は、

大隈内閣時代の陸軍出先機関による袁世凱打倒工作などが、対外関係を悪化させたことに

理

国際連盟なるものが実際に成立するのであれば、それは「『アングロサクソン』人種ノ現状維持ヲ目的トスル一種 交」をあくまでも冷徹なパワーポリティクスの観点から評価し、 強い警戒感を露わにしたのである。 伊東は、 もし

意を表することは、 ノ政治的同盟」でしかないと主張した。伊東にとって秘密条約の廃止や、軍縮案などを含む連盟構想に積極的に賛 日本外交の「骨髄」で、アメリカに対抗する強力な手段である「日英同盟」 の存続を危機にさ

らすことであり、愚の骨頂であった。

せた「事実」と、大戦による国際的風潮の変化により、勢力圏や領土の拡張を目指す政策を控えざるをえないとい 結局、この時点で外交指導者が同意しえた点は、図らずも大戦中の中国政策が国際的な日本への不信感を増大さ

大戦前の列強協調外交への復帰である。国際政治のルール自体の変更を主張するウィルソンの「新外交」とは、大 う情勢認識であった。こうして牧野の「新外交」的主張は、伊東らにより日清、日露戦争時に標榜した「国際法上 ノ原則ヲ恪守」する「公明正大」主義(「文明主義」)に読み替えられてしまった。つまり、勢力均衡を前提とする(※)

問題ガ余ノ想像〔永久平和の維持〕ノ如クナルニ於テ、主義トシテ賛成ヲ表スル外ナシ」と牧野の主張を曖昧に要 いた原首相は、「牧野男ノ説ハ第一ハ〔列国の〕嫌疑ヲ避クルニ努力スベキ事、第二ハ国際連盟ニシテ、若シ此ノ

きな開きがあったのは言うまでもない。そして、いまだ政権基盤が安定して居らず、慎重な政権運営を要求されて

こうして日本の外交指導者は、列強協調の回復を一応の前提としながらも、ウィルソンの「新外交」や講和会議

議論を切り上げざるをえなかったのである。

の性質、また対米協調の程度に関して一致できず、外務省案の消極的大勢順応主義にかわる講和会議方針を示すこ

以上の状況で決定された、山東問題に対する日本政府の方針は、原の対米協調主義と、 伊東らの「公明正大」主

義の混合物にならざるを得なかった。

とができなかったのである。

山東権益の処理に関して、前内閣がどのようなコミットメントを行っていたのかは必ずしも明らかではなく、主

五六巻二号

九三

(二五九)

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

に外務省によって調査がなされた。 こともあって、その詳細は明らかにはならなかった。最終的に外務省は、 しかし、列強との秘密協定締結を指揮した本野一郎元外相が既に病死していた 英仏との秘密条約が 「青島ノ領土領水ノ

了解に達していたのではないか、との意見も依然根強く外交調査会で出されていた。 割譲ニハ何等関渉スル所ナク、本野前外相ノ一個ノ私見」であると結論づけ、大隈内閣が山東占領前に声明した通 中国に還附することを勧告している。しかし、膠州湾租借地の日本への割譲に関して、 英仏とある程度以上の

員も、 した。大戦中の日本の中国政策の行き詰まりは、多くの委員が認識するところであり、パワー・④ 結局は対米関係への考慮を第一の理由として、一部の経済的権益のみを残して、中国に還附することに賛成 米国の 「感情緩和」を最重要視する原は、当然還附実行を提案したが、 伊東を筆頭として全ての委 ポリティクス的な

観点から対米関係に配慮することには、

しかしその方法に関しては、中国に対する直接還附ではなく、一度ドイツより山東権益の無条件譲渡を得たの

外交調査会内である程度コンセンサスが形成されていたのである。

ることを決定したのである。 事項を中国が承認することを、後者は山東鉄道の経営を日中合弁で行うことを定めていた)に基づき中国と二 借地譲渡ノ条件ト為スハ、帝国政府ノ承認スルコト能」ずと、講和条約中には日本への無条件譲渡のみを規定させ ち、大戦中の一九一五年と一九一八年の日中条約 最終的に還附する間接還附方式を採用する。 (前者は山東権益の譲渡に関し、日本がドイツと協定する一切の しかも「還附ノ実行ヲ以テ独逸国ヨリ帝国ニ対スル該租 国

全権は以上の日本の立場とその「公明正大」さをよく列強に説明し、 了解を取り付けることが求められた。 英仏

がすでに大戦中の秘密条約で日本の主張を支持していたことから、主たる説得の対象はアメリカであったといえ しかし、ウィルソン政権は大戦中の日中条約にたいする不承認を表明しており、その有効性を否定し続けてい

た。またウィルソンは一四ヶ条の第一条で秘密条約への反対を明示しており、講和がこの原則に則って行われるべ

きことを内外に主張していたのである。

の委員は勿論のこと、原にしても、日本のみが「文明主義」に固執するのは得策でないとして、状況によっては しかし、こうした日米のギャップを正確に認識していたのは、外交調査会委員中では牧野だけと言ってよく、他

関して原は、ただ外交調査会の大勢を尊重しただけでなく、間接還附策でアメリカの了解を取り付けることに見通 「多少無理ニテモ之〔旧ドイツ権益〕 ガ主張ヲ努メ……大体ハ文明主義ヲ採ルヲ可トス」としていた。山 東問題に

しを持っていたのである。

に主眼をおいた講和会議方針の下、 こうして日本全権は、対米関係への配慮がなされていたものの、日 パリ講和会議に向かうのである。 本の個別的利益の確保と対独戦争の終結処理

2 アメリカ

日本の講和会議方針が、

いわば政府内政治の

「派生結果」であったのに対して、アメリカの場合はウィル

ソン大

統領の戦後構想に基づいてその基本方針が形成されたと言える。その最たる理由は、ウィルソンが外交政策に関し

て政権内で圧倒的な権力を有していたことにある。東アジア問題も、 他の問題と同じく、 戦争目的の考究や講和準

五六巻二号

九五

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

はウィルソンの戦後構想に沿った形で審議された。 備のために設置された大々的な「調査団」(Inquiry)において検討が行われ、ウィルソンに報告されたが、それら

しかしながら日本の場合とは違い、具体的な方針が東アジア問題に関して定められたと言い難い。日本の場合

は、外交政策の決定権限の分散性と、 の決定権を持つウィルソン自身が全権を率いたため、講和会議前に政府内や政治的有力者の合意を得た上で、 前にそれに基づいて全権団に具体的な指示を与えておく必要があった。対してアメリカは、事実上外交政策の唯 首相や外相が講和会議に参加しなかったため、政府内の合意を得た上で、事

や方針を決定しておく必要がほとんどなかったのである。 確かに「調査団」を中心に講和問題全般に関する膨大な報告書が作成され、現地外交官や専門家からも多くの報 政策

予備的な知識を提供したに過ぎない。アメリカの政策決定は、 告や提言が行われたが、それはあくまでも講和問題に対する準備作業であり、 講和会議中に他の首脳と交渉する過程で、 アメリカの講和会議代表団に対して ウィルソ

は、 ウィルソンの中国観と日本不信を強固にするのに、ラインシュの報告は重要な役割を果たした。その第 ウィルソンが中国情勢に関する情報を、 自身が駐華公使に任命したラインシュにほぼ依存していたことによ 理

ンによって順次行われていったのである。

っ た⁴⁹ る。第二の理由は、 ウィルソンの中国観と「新外交」の原則に合致する報告を、ラインシュが送り続けたことにあ

ラインシュは大戦中から日本の中国政策を非難し、 アメリカによる中国への政治的・経済的支援をウィルソンに

策の成果を拒否しなければ、中国は独立を保てず、敵対的な勢力範囲の並立は、 家・官僚と結託し、 訴えていたが、休戦後は特に中国問題の重要性を強調するようになった。ラインシュは中国における列強の勢力範 囲が将来の戦争の原因となることを強調して、その撤廃を主張していたが、特にやり玉に挙げられたのは日本であ 彼は国務省への報告書で、日本の大戦中の中国政策が、種々の不正な手段を用いて、 多くの利益を獲得したことを激しく非難している。そして、アメリカが大戦中の日本の中国 世界全体の平和を破壊し、 腐敗した中 菌 再び戦 0 政治

国の道徳的・政治的発展への影響は悲惨なものとなると、ウィルソンの中国への同情に訴えかけていた。 と大変厳しい評価を下していた。そして、 このように、ラインシュの報告は日本の外交姿勢を正確に伝えるものではなく、その侵略性を過度に強調し、 中国はアメリカをモデルとしており、 もし中国民衆を失望させれば、

争をもたらすと警告したのである。原内閣の政策転換に対しても、手段が変わっただけであり、

目的は同じである

中

中

報がいまだ入手できていなかったこともあって、これらに関する具体的な分析は不十分であり、 国に対する支援の必要性を訴えることに主眼がおかれていた。大戦中の日本と列強や中国との秘密条約の完全な情 また日本との政治

親日的な駐日大使のモリス(Roland S. Morris)でさえも、 日本の講和会議における主要な目 的 は、

東

的妥協の必要性などの観点は、ほぼ皆無であったと言える。

口 日米協調を望んでいることは正確に理解していた。 アジアでの日本の至上の地位 ールしているのは参謀本部であり、 (paramout position) 原内閣は十分な指導力を発揮できる状態にはないと観察しており、 を認めさせることにあると報告していた。 しかし、当時日米間の懸案となっていたシベリア出兵をコント モリスは 現状のま 原内 閣が

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題 同志社法学

までは東アジアにおける商業上の機会均等の喪失が進み、 (Frank Lyon Polk) 国務長官代理はこの報告をもとに、 同地域の国際政治の険悪化をもたらすと警告してい ランシング国務長官 (Robert Lansing) に日本の

「自由主義分子」を強化し、 軍部の野望を抑制するための、アメリカと欧州列強との協調の必要性を訴えてい

これらの報告を反映するように、 講和会議代表団のウィリアムズ(Edward Thomas Williams) 元国務省極東部長

た。 戦中の日中条約を東アジア問題を公正に解決する上での最大の障害と位置づけ、それを無効とすべきことを勧告し り への帝国主義的な拡張は、 特に山東問題に関しては、 Ш ホーンベック **[東権益の直接還附を強く進言していた。また「調査団」** (Stanley K. Hornbeck)国務省顧問などの極東専門家は日本の中国政策にきわめて批判的であ 列強間の紛争を不可避とし、 青島港を国際化し、 租借地と山東鉄道を中国に直接還附することを進言していた。 中国の混乱を助長すると注意を喚起している。そして、大 の報告書は、 日本が経済上、 社会上必要とする中国

を契機にその対日観は変化し、 張を限定的に容認していた。しかしながら、シベリア出兵での日本の「約束違反」と、モリスやポークからの報告 方ランシングは、 もっぱらアメリカの経済的利益から東アジア政策を構想し、 日本の原に代表される「穏健派」を力づけるためにも、 大戦中は日本の中国に対する主 強硬な姿勢を取るべきであ

るとの思いを強めていた。 ランシングは代表団の中で最たる対日強硬派の一人となる。

を逆に強める効果さえ持った。実際には、 が、それとて原ら「穏健派」の指導力が軍部に対して十分に発揮されていないとの観察から、 以上のようにアメリカ国務省や代表団の対日姿勢は大変厳しく、また原の対米協調主義を理解する意見もあった ラインシュやモリスが報告したほど日本の講和会議での目的はアグレッ アメリ カの 強硬姿勢

は、この時点での原の対米協調政策の目に見える成果は、あまりにも少なかったといえる。 シブなものではなかったが、二一ヶ条とシベリア出兵によって植え付けられたアメリカ側の不信感を払拭するに ウィルソンが講和会議前にはっきりと、山東権益の直接還附を主張する旨を明言した記録はないが、 対日不信感

を共有し、 ウィルソンは日英の秘密協定を受け入れる用意がないことを表明し、日本の同諸島の統治国としての能力に 中国にかなり同情的であったのは間違いない。 日本の赤道以北のドイツ領 (南洋諸島) 割譲要求に関し

も疑問を呈していた。ウィルソンの姿勢は「すこぶる反日的」"strongly anti-Japanese"であった。

強固な不信感を背景に、日本に大戦中の侵略政策の成果を放棄させ、同地域の国際政治にウィルソンの 以上のように、 講和会議前のウィルソンをはじめとしたアメリカ代表団の東アジア政策の基本方針は、 日本への

の原則を適用することにあり、日本との政治的妥協の余地などほとんど考慮されていなかったのである。

講和会議において中国、

特にその全権団は、

ウィルソンの一四ヶ条声明の原則を援用して、領土的

行政

外

的保全、 勢力範囲や治外法権の撤廃などの広範な要求を強く主張する意思を固めていた。 特に山東問題は 旧

て、 交」と中国抑圧のシンボルとしてアメリカで広く認識されていたため、格好の標的とされた。この決意を背景とし 中国 |側は講和会議の開会直前より①ウィルソンをはじめとしたアメリカの外交当局者への積極的な働きかけ

アメリカ政府に対する働きかけでそのイニシアティブを発揮したのは、「ヤング・チャイナ」と呼ばれるアメリ

と、

②アメリカを中心とするメディアを通じたプロパガンダ攻勢を展開した。

カ留学経験 (特にアイビー・リーグの名門大学)を持つ若手外交官たちであり、その代表格が全権の一人であった

顧維鈞 を説明したが、それは自己本位な要求ではなく、不正に奪われたものの回復が目的であると力説している。 スを訪問し、 (Wellington Koo) 中国の立場を説明して協力を要請した。この中で顧維鈞は、 駐米公使であった。 **顧維鈞はウィルソンが渡欧する直前の一一月二六日、ホワイトハウ** 講和会議で中国が広範な提案を行う意向

中国政府と国民が、ウィルソンの「新理念」の熱烈な支持者であることを繰り返し強調した。これに対してウィル

助に最善を尽くし、 これに意を強くして、中国全権はその後もウィルソンをはじめアメリカ全権や随員に活発に働きかけを行ってい 中国への同情と将来の世界平和が東アジアで最も脅かされるとの見解を述べ、講和会議で喜んで中国の援 中国全権と協調することを約束したのである。(8)

問題に関して情報源を有していなかったウィルソンの知識と認識をさらに偏ったものにし、また対日不信感を必要 国の対米工作とプロパガンダ攻勢は、 る。こうした行動は、ウィルソンが具体的に日本全権との間で山東問題の交渉に入る翌年四月まで続けられた。中 中国側の意を汲んだラインシュや「調査団」の報告以外には、 ほとんど山

以上に強める結果となる

うる限り 日本政府は、 「誤想」 中国や欧米駐在の外交官からの情報により、 の払拭に努めていた。林権助駐華公使などの外交官は、外交当局者や要人と接触を重ね、 現地メディアの反日的な報道に神経をとがらせ、 中 でき ·国側

中協調」 外交総長 の講和方針の把握に努めている。そして内田康哉外相は、講和会議への途次に日本に立ち寄った北京政府の陸徴祥 行動の確保を図った。 (外相に相当)と一二月に会談をおこない、中国の不平等状態改善の主張に原則的な支持を表明し、「日 内田は外交調査会に、 両者が協調行動に「合意」したことを報告している。 また現

地外交官も説得工作の結果、「誤想」が払拭されつつあることを報告してきていた。(図)

方的に説明し、協力を取り付けていることは全く予測していなかった。 中国の全権団に対する北京政府の統制力に期待していたといえるだろう。 告を受けて、「日中協調」政策を通じて山東問題を処理できると楽観視していたようである。日本は、メディアや 日本政府は中国側に反日的な動きがあることを十分に承知しながら、内田・陸会談の「合意」や現地外交官の報 **顧維鈞らがウィルソンに中国の立場を一**

本政府の狼狽を招き、 以上の「日中協調」に対する甘い見通しは、会議劈頭の中国全権の「裏切り」と、プロパガンダ攻勢に対する日 アメリカの対日不信をさらに増大させる。

て分析してきた。まず第一の大きな要因は、 日米の講和に対する認識の違いであった。日本側は講和会議を基本的

特に講和会議における両国の対立点を形成した要因に注目し

以上、

本章では日米の講和会議方針の形成過程を、

小

括

された。対してアメリカ、 のと考えており、特に東アジア問題は将来の平和に対する最大の潜在的脅威であるとして、 には対独戦争の終結処理と想定しており、対米関係に配慮がなされていたとはいえ、山東問題もこの観点から判断 特にウィルソンは講和を単なる終戦処理を越えて世界の永続的平和の基礎となるべきも 重要視していた。 東ア

独、 ジアにおける「旧外交」の象徴的存在であった山東問題は、当然この観点から解決されるべきものであり、 日中間の問題ではなかったのである。この点から、伊東らほとんどの外交調査会委員はもとより、 積極的な対

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

五六巻二号

一〇一 (三六七)

米協調主義者の原でさえも、アメリカ側の問題意識を十分とらえきれていなかったと言える

は、 りいっそう強められたのである。ウィルソンが日本全権と山東問題について政治的解決に向けた交渉を開始したの 伝達されず、またウィルソンに正しく理解されることは困難であった。さらにこのことは、 によって日米の外交経路が機能不全に陥っていたことがあげられる。特に原内閣は相当真剣に対米協調を模索して いたが、具体的成果が乏しかったこともあり、その真意が東アジア駐在のアメリカ外交官の対日不信のため正確に 第二の要因として、 講和会議後半の四月以降であったが、それまでは山東問題に関して対立的な方針を有しながらも、 大戦中の日本の中国政策に起因するアメリカの強固な対日不信および独特の中国観と、それ 中国側の対米工作によ 日米両国は

三 日本の講和会議方針の変化

具体的なお互いの主張を直接交換することはなく、相互不信を必要以上に高める結果となるのである。

1. 講和会議の構成

構成やドイツ植民地処分問題、 パ リ講和会議は一九一九年一月一八日に開会した。ウィルソンはすでに前年一二月に渡欧しており、 賠償金問題などについて、英仏首脳らと直接会談を数度にわたり行っている。 講和会議

ŋ, を行わせていた(のちに伊集院彦吉駐伊大使を追加)。しかし、大使級の全権では各国首脳との接触に限界があ 日本政府は、まず松井慶四郎駐仏大使と珍田捨己駐英大使を全権に内定し、情報の収集や、各国当局者との接触 全権団の実質的統括者であった牧野伸顕の到着も講和会議直前であったため、 日本は事前協議に十分に参加で

きず、情報も不十分なまま会議本番に臨むことになる(首席全権の西園寺公望にいたっては三月半ばに到着してい

る。西園寺に期待された役割は、首相経験者として全権団に対外的な重みを加えることではあったが)。 た。さらに、討議内容が連盟案などの一般的なものから欧州問題などに移るにつれ、日本を除いた四首脳会議 講和会議の運営は、日本を含めた五大国の代表二名ずつからなる十人会議(Council of Ten)が実質的に担っ

フィウメ問題への抗議から不参加)。そして日中の直接交渉は行われず、ほぼ個別に同会議に招待され、 山東問題が具体的に討議されたのも、この四首脳会議である(ただし、オルランド(Vittorio Orland) 伊首相が ウィルソ

(Council of Four)が実質的な討議・決定機関となった。

求の正当性を主張する特異な形となったのである。 ン、ロイド・ジョージ(David Loyd George)、クレマンソー(Georges Clemenceau)の米英仏三首脳に、 自国の要

山東問題が初めて討議されたのは、一月二七日の十人会議であり、日本全権は既定の方針に従い、山東権益に関

2. 「日中協調」の破綻

条件譲渡を要求したのである。 還の政治的事実を根拠として、最終処分の前提として、まず日本に自由処分権が与えられるべきことを主張し、無 する要求を正式に提出した。すなわち、牧野全権は一九一四年の対独最後通牒、 大戦中の日中条約、そして山東奪

これに対して、翌日の十人会議において中国全権は、「日中協調」の約束を反故として、日本全権の主張に真っ

五六巻二号

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

日本のドイツからの山東奪還に謝意を表明しながらも、 五六巻二号 山東半島の歴史的

地理

将来に禍根を残し、 中国と全世界に対する自分の義務を果たせない」と主張したのである。そして、中国と全世界に対する自分の義務を果たせない」と主張したのである。そして、 日本の間接還

経済的重要性を強調し、「もし国家の生得の権利を売り払ってまでそれらに対する負債を支払えば、

的 向

治的

こから反論を行う。

顧維鈞は、

中独間の協定に山東権益の第三国への譲渡を禁じる条項が存在していた、と反論した。特に日本側が間接還附 附の主張に対して、 大の根拠としていた日中条約に関しては、 ①直接還附の方が手続きが単純である、②参戦により自動的にドイツとの条約は終了した、③ 中国が 「甚ダ苦況ニ陥リタル際」に締結したもので、 講和会議での確認 の最

イツ権益の処分に関しては、ドイツとの交渉を持たずに協議が行われている事実を指摘し、 しようとする日本の講和会議認識に批判を加えた。こうして日中協調を前提とし、 また、ウィルソン大統領も、 日本が対独最後通牒を法的根拠の一つとしてあげていることに対して、もはや旧 講和会議の範囲を極力限定する 対独戦争の処 理に限定

を必要とするとして、その有効性を事実上否定し、

山東権益の中国への直接還附を主張したのである。

協調」 しかし、この事態に対して日本政府がとった対応は、従来の方針の枠内を出ないものであった。すなわち の回復を図るというのである。 陸との「合意」に基づき、 帝国議会で日中親善政策を声明していた内田外相 「日中

ことを目的とした日本側の方針は、

前提の崩壊の危機に直面していた。

府に注意を喚起するように指示した。すでに小幡は、 は、 ていた。 全権団からの しかし、こうした動きは、 「予想外」の報告に接し、小幡酉吉駐華公使に対して中国全権の「反日的態度」について北京政 日本が中国に軍事的脅迫を行い、 正式な指示の前に、 中国代表団の全権否認を求めて中国の主権を 個人的に陳籙外交総長代理に抗議を行

侵害しているとの、中国や欧米メディアの報道を招来する。またそれを裏付けるかのように、アメリカの中国駐在® 武官から、 日本が山東半島の永久占領や参戦借款の即時引き上げを示唆し、中国政府を軍事的に脅迫しているとの

報告が、二月四日にウィルソンのもとに送付された。中国もこの情報を盛んに喧伝し、(※) 列強の日本不信を煽ってい

調」政策の周知徹底を図るように求めるものであった。 実際に内田が指示した中国政府への「申し入れ」の内容は、陸との合意を確認し、 実施を求める内田との間で対立していた。 しかも小幡は、徐世昌総統への正式な申し入れの時機にな 中国政府が全権団に 「日中協

国政府に対して、日本の脅迫に対して毅然たる態度を取るようアドバイスすることを指示したのである。 しかしウィルソンは、駐在武官の報告に基づき、モリスに日本政府に抗議させると同時に、ラインシュには、

中

いと主張し、

のイメージと、半ば意図的な中国全権団およびメディアによる誇張された宣伝のために、 日本が「日中協調」 回復のためにとった方策は、その目的を果たせなかったばかりか、 列強、 大戦中の日本の 特にアメリ 单 菌 カの対]政策

日不信の正しさを証明する結果となった。こうして日本全権団は「日中協調」の破綻に直面し、 訓令の目的を達成

3. 外交調査会の影響力低下

するために戦術の転換を迫られたのである。

山東問題の正式な交渉は、二月以降は四月半ばに至るまで全く行われず、非公式な日米間の交渉もほぼ皆無であ

五六巻二号

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

った。その間に日本全権が交渉に従事したのは、 国際連盟問題とドイツ植民地の委任統治問題などであったが、

Н

本全権は原則的な支持を早い段階から表明し、 可 問題を本国に報告した際に、牧野は、 「国際聯盟ハ必ズ成立スベキ成行」であり、日本が南洋諸島の割譲を要 比較的早期に決着した。

"此ノ種ノ問題ニ付、 帝国政府ニ請訓ヲ要ストノ理由ノ下ニ我全権委員ノ態度ヲ決定セザルコトハ、不尠不快

求して孤立するのは得策でないとして、連盟下の委任統治方式を受け入れるように請訓していた。

そして同

時に

ヲ与フル」として、 裁量権の拡大を求めたのである。

認めた牧野の姿勢を「軽卒ノ甚ダシキモノ」であると決めつけた。 この請訓は外交調査会(二月四日)において討議されたが、伊東は長大な批判を展開し、 委任統治をあっさりと

に漏れないように注意したに止まり、 の会議で採択された訓令案は、 しかし、伊東の「奮闘」に見合うものとは言い難かった。 牧野の裁量権拡大要求に対しては「緊急ノ場合ニハ専決シテ機宜ニ適応スル 同案は受任国 の

選任

コトヲ努メ」、また「直接関係ナキ事項ニ属スルモノト雖モ……徒ニ沈黙ヲ守ルコトナク、帝国ハ常ニ公明正大ノ

意見ハ随時発言セラレ、帝国ノ地位ニ重キヲ加フル様努メラレタシ」とその表現をよりいっそう強めたものとなっ、、、、、、、、、、 方針ヲ抱持スルコトヲ与国ニ表明」せよと応えたのである。 (®) ノ重大ナル利害関係ヲ有スル事項ハ勿論……各般ノ問題ニ関シ、閣下等カ公平ニシテ正義ニ適スルモノト認ラルル・ しかも実際に打電された訓令は

二月二二日の外交調査会においても伊東は、 連盟案に対する牧野の姿勢は、 連盟への消極姿勢を定めた訓令に対

リ聯盟案ニ反対ノ意ヲ表シタランニハ、我ハ帝国ハ聯盟以外ニ超脱スルコト、ナリ、 あるとして、その「行動ニ付多少不満足ノ点アルベキモ、今更之ヲ窮迫スルモ事ニ益ナシ。 訓令を遵守する気がなかったのではないかと痛罵している。しかし原首相は、牧野を全権に任命した責任は自分に する「違犯ト言フテ可ナリ」として、牧野が「新外交」への積極的な呼応を主張していた事実をあげて、 国際間ノ班列ニ除外セラル 牧野男ノ発言カ当初ヨ

伊東の苦戦に象徴されるように、外交調査会の影響力は低下しつつあった。 前内閣系の委員が病気により欠席が

浴びたのとは、大きな違いであった。

ノ虞ナキニ非ズ」と牧野に対する支持を強く表明したのである。(窓)

講和会議前に、

牧野の主張が各委員の集中砲火を

る怒りと焦りの表れでもあったろう。二月三日の外交調査会において原は、今後ますます全権からの請訓 ちであったことに加え、原が外交調査会の無力化を慎重に進めていたからである。 緊急の「場合ニハ事後ニ報告スルノ外ナシ」と発言して、伊東らを慌てさせていた。 伊東の牧野批判は、 結局、 それに対す が 原は伊東 増加す

ら日時をあけて、まとめてなされるようになる。牧野に対する伊東巳代治らのコントロールは、 一九日)。これ以後、外交調査会の開催は徐々に減少し、四月に入ると重要案件の報告・討議自体も全権の報告か 明らかに薄れつつ

を代表者として、緊急の場合でも相談することとし、事実上、外交調査会の事後承認を了承させたのである

(二)月

あった。 以上見てきた状況の変化を受けて、日本全権団、 特に牧野が自身の主張に基づいて、列強協調策をとりうる余地

は講和会議前に比べて拡大しつつあった。おそらくこの時期になると、講和会議政策の具体的な検討は、

同志社法学 五六巻二号 一〇七

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

山東に対する要求に関しては、 内田外相を代表とする外務省との間で行われるようになっていたと思われる。 日本政府は何ら変わるところはなかった。 しかし、 日米対立の最大要因である

は大戦中のアグレッシブな中国政策からは転換を果たしつつあり、またドイツの敗退により、 ただし、 中国側が主張するほどに、 原が山東半島の政治的・軍事的役割を重視していたとは思われない。(%) 原内閣

としての重要性もほぼなくなっていた。日本にとって山東が持つ直接の重要性は、 あった。 現実問題として、 どのような形でドイツ権益の還附を実施するにしろ、 山東における私的な日本人の経済活動に限って見ても、 中国との詳細な交渉・協定を経なけれ それは大戦を通じて飛躍的に拡 大戦中に増大した経済的 青島が持つ海軍基地 ば 到底処

満州権益に関する規定をも含んでいた。 中国側 は大戦中の日中条約の有効性を攻撃していたが、 日中条約の否定は、ひいては日本の特殊権益の基盤である中 同条約は山東とは比較にならない重要性を持つ 国における国

理しきれない規模に膨れあがっていたのである。(st)

うもない自明の理であった。 際条約システムを切り崩しかねない危険性をも孕んでいたのである。それは日本の政策決定者間で論争にはなりよ 近代的な行政システムと法体系が整備されることが前提条件であった。 中国政策の転換を主張していた中国在勤の外交官にとっても、 あくまでもそれは列強協調 まず中 歯 [の統 2の枠組み が 達成

牧野ら日本全権は「青島ハ直ニ支那ニ還附スルコトトナルニ至ルヤモ計ラレズ、斯クノ如クスルモ日本トシテハ

国際法の正当な手続きによって行われねばならなかったのである。

中で、

別ニ損益ナ」しと考え、あえて講和条約に日本への無条件譲渡を明記させる必要はないと考えていたが、『 本国政府

でさえ、「青島ニ関スル我帝国ノ要求ガ不幸ニシテ支那全権ノ妨害スル所トナリ、直接還附又ハ国際管理ノ下ニ帰 属スルガ如キ事トナリテハ、 政策は講和会議前と変わらず強硬であった。伊東らは勿論のこと、委任統治問題で牧野の姿勢を強く擁護した原 到底我帝国ノ忍ブ能ハザル」と、四月二一日の外交調査会で無条件譲渡の方針を強硬

に主張している。

0

る。 ŋ こうして日本政府は「同島は我武力によりて占領し、また日支条約は支那が参戦前に締結したるものなるに因 この訓令によって全権団は、 絶対に我が主張を貫徹せしめざるべからず」との考えの下、全権団に山東問題に関する重大な訓令を送付す 山東権益の無条件譲渡は「帝国政府ノ最終ノ決定ニシテ、 何等ノ変更ヲ許サザル

が一全権がすでにこの方針に反する何らかのコミットメントを行っていようと「帝国政府ニ於テハ面目上何等譲歩 ノ余地ナキニ付、 其ノ御含ニテ最善ノ努力ヲ希望ス」と厳命されたのである。

もし日本の主張が認められなければ「国際連盟規約ニ調印スルコトヲ見合サレ直ニ請訓セラレ度」、万

劇的結末であった。パリで山東問題の討議が佳境に入っていた四月三〇日、外交調査会で即時脱退の強硬論を吐く 姿勢を支持していた原にとって、連盟不参加と国際的孤立は山東権益要求の失敗と同じく避けなければならない かし同時に対米協調主義を基本方針として、「国際間ノ班列ニ除外セラル、ノ虞」から牧野の連盟案に対する

悲

はなく、 伊東らに対して、 細かな条件に関しては譲歩の余地があることを主張して、冷静な対応を求めている。こうして全権団は、 原は日本の主張は譲れないと断りながらも、 アメリカ側の拒否が自動的に脱退に結びつくもので

日米対立の最大の要因であった山東権益の無条件譲渡を要求しながら、対米関係の決裂を回避するという難問に挑

同志社法学 五六巻二号 一一〇 (二七六)

むことを余儀なくされたのである。

四 日米「妥結」の成立過程

1. アメリカの対応

維鈞との会談で、直接還附に事実上賛成しており、この時点でアメリカ代表団の意見はほぼ一致していた。 アメリカ代表団は四月一〇日、 山東権益の中国への直接還附を主張する方針を確認した。ウィルソンも三月の

接還附は実現困難であるから、山東権益をドイツより米英仏伊日からなる五大国共同委員会に移譲し、その後処理 ホーンベックらの主張の前提は大きく揺らぐ。同条約は、一九一五年の日中条約を前提としていた。こうした中、 かなる法的権利も有していないというものであった。しかし、日本全権が開示した一九一八年の日中条約の文言 ランシングからウィルソンに提案されたのが、山東権益の五大国共同管理案であった。ランシングは、中国への直 ホーンベックらの提言の根拠は、一九一五年の日中条約は脅迫によるもので有効性が疑わしく、日本は山東にい 中国側が「欣然同意」するという表現があり、しかも北京政府が見返りに一定の金額を受け取っていたため、

たこともあり、四月一八日の四首脳会議で日本側に打診することが合意され、ウィルソンがその任にあたることに なった。民族自決の原則論と、ドイツの条約上の権利は消滅したとする法律論に基づき、山東の直接還附を訴えて ウィルソンはこの提案を受け容れ、ロイド・ジョージが山東も他のドイツ植民地と同様に扱われるべきと主張し を決定すべきであると提言したのである。

ラインシュにしても、 が完全に一致していたわけではない。そもそもウィルソンに中国への支援を強力に訴え、 た中国の主張から、アメリカの政策は乖離しはじめていた。もっとも、アメリカと中国の講和会議における目的 その中国構想は、 中国全体の国際管理案といえるものであった。 日本を強く非難していた

(J

益を「信託の精神で」管理するため、 た。ラインシュは、 ウィルソンの一四ヶ条、特に民族自決原則の中国問題への適用を強く主張していたが、中国自身の手で国家統 列強が中国の統一、外国の排他的権益と秘密協定の廃止の原則に合意した後に、共同化した権 列強の専門家からなる委員会を創設するように提言していた。ラインシュは

関税自主権の回復や治外法権の撤廃は、

列強の指導下、

中国

_ ع

ウィル

の利福のみを目的として、政治機構および社会的・経済的インフラの構築に列強が責任を持ってあたることにあ

中国における権益を列強間で共同管理し、

中国の国家統一と中国

人民

彼の中国構想全体を見ると、その眼目は、

とっても裏切りであるとは思われなかったであろう。(※) ソンにとっても「新外交」の原則をもとにした五大国共同管理案は、 ランシングの共同管理案は委任統治制度に加えて、 このラインシュの構想をもととしていたと思われる。 自身の中国政策にとって、 また中国の利福に

政府の行政能力が十分に強化された後の話であった。 近代化を推進できるとは考えていなかったのである。

り、「講和の条件を考量するにあたっても、 ウィルソンは牧野・珍田両日本全権との個別会談においてまず、 参列国の個々の利害を超えて、この目的を主張する理由である」と講 講和は恒久的世界平和 確立が 目的であ

和の性格に対して注意を促している。そして「極東の平和は、 世界の平和全体にとって最も重大である」として、

状況」であり、 山東問題の自身にとっての重要性を強調した。また、日本の意図に対して中国人民は「疑惧の念に支配されている 極東の平和にとって好ましくないとして、 山東権益を「連合国全体 〔事実上は日本を含む五大国

に対して〔ドイツより〕譲渡させ、その後、連合国間で処分方法について熟議し協定する」ことを提案したのであ

しかし、

本国より厳しい訓令を受け取っていた日本全権は猛然と反発する。

まず中国が危惧の念を抱いていると

と断言した。ウィルソンが懸念を示した山東鉄道に関しても、 の意見に対しては、 して、「巴里到着後に態度を一変して、日本に関して盛に攻撃的プロパガンダを行い、全く敵対的な態度に出た」 絶対に容認できず、「激昂」すると激しく主張したのである。しかも、中国側が日中「融和協力」の合意を反故と うものである以外には、なんら意義がない措置」であり、すでに日中条約の内容を公布している以上、日本国民は 反駁している。そして「あえて五大国の名義によって租借地を 国に還附する以上、山東鉄道が従来持っていた政治的・軍事的性質は消滅し、純粋に経済的性質を有する」のみと 日中条約において処分方法を約定しており、「両国の間には、どのような疑義もない筈である 日中合弁による運営に決定しており、「租借地を中 〔中国に〕還附するようなことは、 日本の信義を疑

こともあり、 山東問題は 「今や単純なる一租借地の問題ではなく、 極東の国際政治上の重大なる問題と化した」。

万が一、共同管理案が採られれば、「条約に調印することが不可能となるかもしれない」と、 会議からの脱退をも

このように激しく反論し、 ウィルソンから提案された五大国管理案を拒絶した日本全権であったが、 それと同時

示唆したのである

に日本の中国政策が転換しつつある事実も強調した。牧野は大戦末期より従来の強硬派が次第に衰退し、

所謂穏和派と目すべき真の日支親善勢力」であると断言し、次のように原内閣の中国政策を説明したのである。

- 勢力範囲撤廃の問題についても、いまだ確定した訓令としてここで明言することはできないが、

政界の有

このように牧野は、 令をも受けている程であり、 とについても他の列国の同意を条件として中国を援助し、これを断行する意志を有している。 力者や現政府部内の有力者の間にも大いにこのことを唱道するものがいる程であり、 機会均等主義の実行に満足するものである。また政府においても、場合によっては治外法権を撤回するこ 勢力範囲の撤廃にまで言及するなど、相当踏み込んだ発言を行ったのである。ウィルソンは 進んでこの際中国の地位の昂進を助成するに吝かでない」。 日本としては真に門戸開 現にそうした訓

ハ非常ニ有益ニシテ幾多ノ事実ノ経緯ヲ知ルヲ得タリ」と告げたという。 この説明に「特ニ耳ヲ傾ケ、何レ此問題ニ付キ重ネテ意見ヲ交換スルノ時機有ルベシト述べ、鮮クトモ今日ノ会見 実際にウィルソンは以降の四首脳会議に

ジと対立する

中国における勢力範囲の撤廃問題を提議し、

難色を示す口

イド・ジョ

おいて、

日本全権も支持しているとして、

以上述べた日本全権、

特に牧野の共同管理案に対する反応は、

ことあるごとに日本の中国政策の転換の事実と、

彼らがとった方針をよく表している。

ウィルソン

牧野がウィルソンに主張したほどに、この時期、 日本政府内に中国政策転換に関して、 積極的なコンセンサスが の中国構想に対する基本的賛意を表明するのである。日本全権は山東の無条件譲渡を強硬に主張しながら、

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題 五六巻二号

五六巻二号

たのは先に述べたとおりである。しかし同時に林権助や小幡などの中国現地の外交官や、小村欣一などの外務省の にあった牧野自身、それをよく認識していたであろう。原首相にしても、中国の勢力範囲を当然のことと考えてい 形成されていたとは思われない。パリに出発直前の外交調査会において「新外交」への呼応を主張し、激しい反論

身も中国政策においてアメリカとの了解を最も重要視していた。 中国専門家を中心に、中国政策の転換や治外法権、勢力範囲の撤廃などを主張する議論があがっており、また原自 景はそれぞれ異なっていたが、大戦中の中国政策の失敗もしくは行き詰まりを認めており、 に声明していた。そして伊東や犬養毅、また田中陸相など牧野の主張に反駁を加えた委員としても、 内田外相は議会で、事実上の中国政策の転換を公 列強協調と「日支親 その認識の背

善」主義には表だっては反論できなかったのである。

政策の転換点にある国内政治を睨みながら、 先述の裁量権の拡大を認めた訓達が許容していた範囲を、 山東の無条件譲渡と対米協調という両立しがたい目的の達成に尽力し 場合によっては超えてまでも、 牧野は、 おそらく中国

れていると主張したと報告した。調印拒否を示唆していることも同時に明かされ、 さて、 ウィルソンは四首脳会議において、牧野が五大国管理案を拒否し、日本の権利は日中条約によって確立さ 翌日の会議に日本全権が招待さ

翌二二日の会議で英仏両首相は、日本との秘密条約を理由に日本への支持をほのめかしたものの、ロイド・ジョ

れることになった。

ージは講和条約中に山東権益の譲渡を明記すれば、英自治領諸国も同様の要求をなし、講和会議が混乱するとして

ば、政府の命令により講和条約に署名することはできないと明言した。 日本全権の理解を求めた。しかし、日本全権は正式に、日本の「中国に対する義務」(日中条約)が認められなけれ

ンは五大国管理案を主張することはなく、もっぱら日本が得ることになる山東の権益について詳細に質問を行って このとき、ウィルソンの方針は日本全権との直接会談をうけて、大きく変化し始めていた。この会議中ウィルソ

いる。そしてウィルソンの変化は、同日午後に中国全権を招いて行われた四首脳会議(日本出席せず)で明らかと(※)

なる。

この会議でも中国側は従来と変わらず日中条約の無効を主張し、直接還附を訴えていた。これに対してロイド・

聖さを護ることにあったのであり、現在の原則とは異なる条約であってもそれを取り消すことはできない」と論 らが有利であるか考量して、決定を下すことだと説得している。ウィルソンですら、「戦争目的の一つは条約の神 ジョージは、残された選択肢は、旧ドイツ権益のみを日本に譲渡するか、日中条約による日本への権益譲渡のどち

和条約の結果誕生する国際連盟の枠組みの中で、中国の待遇改善を行うことを主張した。ウィルソンによれば し、また大戦中の日本の協力は不可欠であったと主張したのである。そして、ウィルソンは中国全権に対して、講 _過

諸国と真に一体となった中国にかかっている」のであった。中国側は、中国はドイツの野望の範囲ではなかったと 去の条約による中国に対する差別は、日本だけに限定されるものではなく、それらの取り消しは西洋を含めた他の まで主張したが、ウィルソンはドイツの計画は東洋支配も含んでいたと断言し、「大戦の一つの結果は疑いもなく

極東を救ったことだ」と中国の反論を退けたのである。

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

自身の山東問題とフィウメ問題に対する態度の矛盾を嘆きながら、「我々は

H

ウィルソンは中国全権の退出後、

において望む全てのことを行うだろう」と嘆息したが、この発言は明らかにウィルソンの山東問題に関する認識 本の国際連盟参加のために必要とされることをしなければならない。もし日本が加盟しなければ、日本は東アジア

変化を表していた。これ以後ウィルソンの関心は、日本への譲渡を事実上受け容れた上で、 にとってのよりよい条件を日本から獲得することに向けられるのである。 日本の連盟加盟と中国

中国を強力に支持していた極東専門家も、直接還附から後退しつつあった。 ホーンベックは四 月二四 日のウィリ

の妥協案によって、アメリカとしても大戦中の日中条約を認めないですむとしていた。 年以内に中国に返還することを条件として、日本への譲渡を認めるべきであると提案していた。ホーンベックはこ アムズへの覚書の中で、日本の体面(face)を保つために、山東における全ての権利および資産を条約調印より一

Gout) 四首脳会議より山東問題の研究を命じられていたウィリアムズ、マクレー(Ronald Macleay)、ゴート の米英仏の各極東専門家からなる委員会は、ロイド・ジョージが中国に選択を迫っていた二案 (ドイツ権

益に限っての譲渡か日中条約の実施か)の双方が中国の不利益となるとしながらも、次善の策として第一案の採用 を勧告している。 日中条約にはドイツ権益以上のものが含まれ、さらに日本人教官の中国警察への傭聘と、 日本の

専管居留地の設定も認めているため、 中国の主権を侵害し、還附の価値を大きく減ずる、 というのがその理由であ

さらにウィリアムズは、 委員会とは別に第三の案をウィルソンに提案した。 それは①中国人にも同様の政治的権

とを主張していた。 本への譲渡を認め、 ホーンベックと同じく調印から一年以内に日本は、ドイツ権益および資産を中国に返還するこ

利を与える国際居留地の青島への設置、②日本の山東占領費用への中国の補償、の二点を条件として山東権益の日

権が受け入れることは不可能であったといえる。 しかしながら、アメリカの極東専門家が提言した「間接還附策」は、 無条件譲渡の明記を厳命されていた日本全

とを阻止することにあった。そしてこのことは、 ウィリアムズらの提言の眼目は、日中条約の承認回避に加えて、山東鉄道の事実上の経営権を日本が掌握するこ ウィルソンの私的な腹心であったハウスを除いて、アメリカ代表

細に質問を行う。しかし、すでに日本の連盟加盟を取り付けることが最大の関心となっていたウィルソンは、 ウィルソンは米英仏の専門家が指摘した問題を憂慮して、日本全権に日本が保有することになる権益について詳

団のほぼ共通した認識であったといってよい。

リアムズらの「間接還附」案をそのまま日本に提案することはなく、慎重な交渉姿勢を取った。そして最終的に ウィ

は、 ウィルソンが譲歩に傾いていることがアメリカ代表団内に広まると、極東専門家はもちろんのこと、ランシング 講和条約に日本に対する山東権益の無条件譲渡を明記にすることに同意するに至るのである。

やベーカー (Ray Stannard Baker)、ブリス(Tasker Howard Bliss)などの代表団の有力者のほとんどが日本の調印

拒否はブラフであるとして、日本への譲歩に強硬に反対した。

ランシングは「日本に膠州を渡すことは、〔「新外交」の〕大原則を安売りするようなものだ」とハウスに抗議

五六巻二号

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

し、「目先の利益のために中国を見捨て、 極東におけるアメリカの威信を投げ出すよりは、 日本を連盟の外に置

供された覚書などをもとに、ウィルソンにフィウメ問題と同様に譲歩せず、強硬な態度を示すように強く要請 ておく方がいい」と覚書に記している。 また、アメリカ代表団の広報代表であったベーカーは、 極東専門家に加えて、 中国全権の顧維鈞や王正廷から提

を中 た。このなかでベーカーは、特に鉄道の支配を日本に許すことは、® [北部の戦略的支配者としてしまうと警告したのである。牧野が、 満州と同様に山東全域の支配を可能とし、 租借地還附と日中合弁により山東鉄道の政 日本

治的・軍事的重要性は消滅すると主張していたのとは、大きな違いであった。

政策を取った場合を比較している。彼は日本の要求を拒絶することは、 されていた日本への不信感であった。ベーカーは先ほどのウィルソンへの覚書の中で、 際政治の状況をもたらし、 しいことだと考えていた。 こうした対日姿勢の背景にあったのは、「新外交」の原則への頑ななこだわりと、アメリカ代表団内で広く共有 不正義な要求を強要し、 日本の要求の拒絶は「軍国主義的・帝国主義的政策を遂行し、ほとんど容認しがたい 自らの政治的将来のみを危惧している官僚グループに対する叱 日本の一般民衆と極東の平和にとって望ま 日本と中国の主張に反する

を組んで、 用を失わせた結果、「中国は日本に服従、 責となる」。対して、中国に対する裏切りは「四億人の人民をして、彼らが恐怖し忌み嫌っている軍国主義を採用 する以外には、正義あるいは安全を得ることはできないと失望させ」、アメリカの理想主義と力の結合に対する信 西洋に対峙することとなろう」と警告していた。日露戦争後、 あるいは同盟せざるを得なくなり、どちらの場合でも東洋は武装し隊列 アメリカで盛んに喧伝された黄禍論の再

を放棄することになる」と抗議していた。そして「平和を創造するためであろうと、間違った行いをなすことは 現の感がある。ブリスも「日本の主張を支持することは、プロシア主義で軍国主義の日本の支配に中国の民主主義

しく抗議し、六月に駐華公使を辞任するに至る。 侵略政策が列強に承認されれば、日本は「アジアにおける優越的な威信」を得ることになると、日本への譲歩に激 のである。また、ラインシュは、中国国内の深い失望と排外感情の昂揚を伝え、ウィルソンの譲歩によって日本の しいことではない。平和は望ましいが、平和より尊重されるべきものがある。正義と自由である」と主張していた

スのみであった。日本のアジアにおける勢力圏とその拡張をある程度認めることによって、ウィルソンの新国際秩 代表団の中で、 日本の主張と立場に一定の理解を示して、日本に対する譲歩をウィルソンに勧めたのは独りハウ

序構想に日本を参加させることを大戦中からウィルソンに進言していたハウスは、中国にすこぶる同情的な代表団

日本の要求を認めることは「最低」(all bad) だが、連盟の成立のために欧州問題でそれ以上にひどい妥結を多く行 の中にあって、「講和会議から日本を脱退させるような行動をとることは間違っている」と主張していた。そして、

であるが、おそらく国際連盟で〔国際〕世論を通じて十分なプレッシャーが与えられれば、そうするだろう」と、 っているとして、日本への譲歩をウィルソンに進言した。ハウスは「英仏日は中国〔の勢力範囲〕から撤退すべき

連盟の成立を優先すべきことを主張したのである。しかし、このような意見ははなはだ例外的であり、 ハウスは代

譲歩しすぎたとしてウィルソンの不興を買い、その影響力は大きく低下していた。 表団内で孤立していた。また彼は、三月にウィルソンがアメリカに帰国していた際に、各国首脳との交渉で過度に

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題 同志社法学 五六卷二号

同志社法学 五六卷二号 一一九 (二字

以上のようにアメリカ代表団の大部分にとって、 日本の間接還附の要求を呑むことは、将来の平和に対する最大

の脅威と考えられていた日本の勢力範囲を強化し、 東洋におけるウィルソンの原則の信奉者であった中国を 「軍国

主義」に走らせることを意味した。

また彼らは、日本の強硬な姿勢を、 大戦中のアメリカの大規模な軍備拡張を目撃した不安の表れであると見なし

は山東問題においてかなり不利な立場に置かれることになると観察している。代表団の強硬な姿勢は、 ていた。全権の一人であったホワイト(Henry White) 大きな根拠であったと思われる。代表団にとって、ウィルソンの「新外交」原則からも、また日米の政治的な力関 大したアメリカの力に対する自信の表れでもあった。こうした認識は、彼らが日本の調印拒否をブラフと見なした は、アメリカに対する経済的・金融的な劣勢のため、 大戦中に増 日本

交」の正当な主張であったといえる。ウィルソン自身、この問題で思い悩み、心身共にすり減らし、夜も眠れ 代表団の主張は、 勢力均衡外交と軍国主義に大戦の原因を見て、その廃絶を訴え参戦したウィルソンの

係から言っても、

日本に対する譲歩は不道徳的かつ不必要な選択であった。

労に同情している。 日々を送っていた。ベーカーは「大統領は疲れており、 ボロボロに見える」と山東問題に起因するウィルソンの心

押し切り、 このようにウィルソンは自身の原則に対する裏切りであると強く感じながら、ランシングや極東専門家の反対を あるいは無視して、最終的には日本に対する譲歩を行った。従来の多くの研究では、 日中条約および英

仏との秘密協定の強固さと、日本側の会議脱退も辞さない強硬な立場に抗しきれず、

山東問題を国際連盟成立のた

貫してその有効性を否定してきた日中条約の正当性を認めるような発言まで行い、説得を試みている。 めに犠牲としたとする解釈が一般的である。確かに、先述したようにウィルソンは中国全権に対して、これまで一

ウィルソンは日中に対する態度を使い分けて、 の合意があれば、新たな協定で過去の条約を置き換えることもできると、新条約の締結を日本全権に促している。 難し、その有効性に疑問を呈し続け、最後まで日中条約を承認することはなかったのである。 余儀なくされたと考えることはできない。ウィルソンは、日本全権との会談ではこれ以後も一貫して日中条約を非 ただし、この事実をもってウィルソンが日中条約や日本と英仏との秘密条約の強固さのみから、日本へ 両国の説得にあたっていたのである。 ([®]) さらに日中両締約国

2 ウィルソンの政治的決断

還附条件について日本と協議するというバルフォア(Arthur James Balfour) プライドの面からも、 几 [月二五日の四首脳会議 日本にとって受け容れやすいのではないか、とロイド・ジョージは採用を促している® (日本出席せず) で、 ロイド・ジョージは、 山東権益の日本への譲渡を認め、 英外相の妥協案を紹介した。 中 国家的 菌

権を得ていることから、とうてい日中条約に基づく日本への譲渡を認めることはできないと、 のを得ることになると注意した。そして、条約締結が軍事的脅迫によって行われ、現在日本が山東の大部分の支配 従来の原則論を主張

これに対してウィルソンは、専門家委員会の報告によると、日中条約に従った場合、日本がドイツ権益以上のも

ウィルソンは日本全権が他列強と中国における「特殊権益」(unusual rights) の放棄に関して協議する

しかし、

じれば、 用意があることを表明している事実を紹介し、 もし中国が列強の特殊権益撤廃の条件についての協議に同意するならば、 解決策が見つかるのではないかと述べた。そして、中国における特殊権益は実質的に列強にとって重要で 日本が純粋なドイツ権益の譲渡と還附条件の変更に関して協議に応 日本に対する譲渡を認めるとい

国の不平等状態の解消への、 う「寛大な条件」に対する誘因となりうると主張した。いわばウィルソンは日本への譲歩と引き替えに、 ンの中国構想に積極的な賛意を表明する牧野の戦術は、確実に功を奏しつつあった。 日本および列強からのコミットメントを取り付けようとしていたのである。 将来の中 ウィル

局はお互い 先述した四月二二日の四首脳会議でも、牧野は日本の政策転換とウィルソンの中国構想への賛意を強調してい この時ウィルソンは の利益となり、 多くの不安定要因を抱える中国を安定化することに繋がると力説した。そして条約の神 中国に権益を持つ各国がその行使を控え、 中国を他の諸国と同等の地位に置くことは

国家はお互いに対する義務をまず第一に考えるべきである、と国際連盟の中心的理念を説明

聖さを認めながらも、

これに対して牧野は、 ウィルソンの見解に同意し、暗に中国の現状の原因が「欧米先進国ニアルコトヲ仄カシ」

訓令を受けていることを明らかにした。そして膠州における居留地設定についても、 償金ノ免除ノ四大政策ニ付テモ、支那ノ為メ有利ナル解決ニ達スル様、 ながら、「現政府ハ場合ニ依リテハ領事裁判権及勢力範囲ノ撤廃、 列国守備軍ノ撤退、 列国ト共ニ協議スルコトヲ辞セザル」 現在各国が享受している原則 団匪事件 〔義和団事件〕賠

領ハ深ク印象サレタルガ如キ態度ニテ、日本全権ノ口ヨリ公然之ヲ聴キ得タルニ付満足ノ意ヲ表明セリ」と本国に はこの牧野の発言に対して、「以前より状況がよく理解できた」と述べ、日本全権は「牧野委員ノ演説ノ為、 であるとして正当性を主張したが、もし原則が変われば、居留地を撤廃することを表明したのである。ウィルソン

報告している。 ウィルソン構想の最大の障害物と目されていた日本の全権が、中国の現状改革に積極的な姿勢を見せたのに対し

て、イギリス側は特権の廃止や勢力範囲の撤廃などのウィルソンの提議に激しく反発した。ロイド・ジョージは

H

張したのである。 本が山東で特殊な地位 (general position) を放棄できないとし、「イギリスが提示できるのは、〔列強間の〕完全な平等待遇である」と主 (special position) を保持したままでは、イギリスは揚子江流域における総体的 な地

日本との妥協をウィルソンに勧めていたロイド・ジョージは逆に、列強が中国政策を自制している間に日本は侵略 るかだとし、「私が追求しているのは、課せられた鎖から中国を解放することだ」と反論している。これに対して、 このロイド・ジョージの従来の門戸開放主義に対して、ウィルソンは、 問題はその平等が中国にとって有利であ

盟についての西洋の修辞を操っているのを見たときは衝撃を受けた。日本人はまさに極東のプロシア人である」 を進めていたと指摘し、「先日牧野男爵が完全な器用さと、ある種の尊大さをともなって、人道的諸権利と国際連

口 イド・ジョージとウィルソンの論争に現れているように、もはやウィルソンの中国構想の障害は日本のみでは

四月二二日の牧野の発言を強く非難したのである。

. 3

起までしている。中国で最大の勢力範囲と権益を誇っていたイギリスの「旧外交」的主張は、 ないものの、 日本対中国および中国の擁護者たるアメリカ」という単純な日米二極対立イメージは、完全に払拭されたとは言え なった。大戦による欧州列強の中国からの後退と、日本のアグレッシブな中国政策によって形作られた、「抑圧者 廃による中国の不平等状態の改善を目標としていたウィルソンに、 ージのあまりにも激しい日本批判に対して、日本が資源に恵まれず、領土が狭く人口が過多であることに注意を喚 なかった。 しかも日本全権はウィルソンの中国構想に積極的に賛意を表しつつあった。ウィルソンはロイド・ジ ウィルソンの中で緩和されつつあったのである。 中国問題の現実と複雑さを再認識させることに 列強の勢力範囲の撤

席せず)でもウィルソンは、連盟成立後に日本を含めた列国間で、勢力範囲の解決を図る意向を表明している。 問題の改善を図るという構想は、 日本全権が積極的にウィルソンの中国構想に原則的な賛意を表明したため、日本を含めた国際連盟を通じて中国 ウィルソンにとって現実味を帯びつつあった。四月二八日の四首脳会議 (日本出

上のことを誓約することを日本全権が望んでおり、「日本側の要求は本質的には経済的要求である」と説明した。 主権の完全な回復を企図しており、 鉄道の占領は一時的な政策であるとの日本全権の主張を紹介した。そして、以

前日に日本全権と会談したバルフォアは、日本政府が全山東からの日本軍撤退と、

山東の中

国

この会議の席上、

響を受けている事実も強調している 日本の現政権が大戦中とは異なり「自由主義的政策」をとっており、 日本全権が「パリで学んだこと」に影

この説明に対してウィルソンは、「私の専門家は同意しないだろう」がと断りながらも、「それは確かによい変化

することができる」と発言し、バルフォア案に沿う形で日本の要求に譲歩することを事実上承認したのである。 益 だ」と好意的な評価を示した。そして山東問題に対する強硬なアメリカ世論に言及し、「私は中国を見捨てたと言 いながらアメリカに帰るわけにはいかない。もし日本が膠州湾を放棄し、いかなる軍事的優越も持たずに経済的 日本側が誓約するとした条件で、ウィルソンが完全に満足していたわけでは、もちろんない。ただしそれは山東 のみで満足するなら、我々〔アメリカ〕はドイツに比べて日本が、中国により良い条件を与えたという感情を有

問題の処理のみに限ればの話であった。ウィルソンにとって山東問題の持つ重要性は、もはや極東におけるドイツ

権益 力均衡システム」に回帰することに恐怖していた。 (®) 拒絶された場合のイギリスの会議脱退を確実視していた。このため、 は、 単に日本の会議脱退をもたらすだけではなかった。ウィルソンは日英間の秘密条約の存在から、 の処理や、 「【日本とイギリスが脱退すれば】 イタリアはすでに脱退しているので〔イタリア全権はこの時期、 日米二国間の対立を超える問題となっていた。ウィルソンの認識では日本の要求を拒絶すること 山東問題を導火線にして、世界が「旧来の勢 日本の要求が

際連盟を含む講和条約の全ての目的を破壊するだろう。その後、 問題に抗議して一時的に会議から脱退していた〕、アメリカとフランスのみになってしまう。このことは、国 もし我々が日本に膠州からの撤退を要求し、

ばならないだろう。 だ。もし私が公明正大な原則に固執すれば……私は、世界平和に障害を来したことへの非難を一身に背負わね 本が拒否すれば、 個人的にはそれは問題ではないが、ここで重要なのは、このような危機を救うためにどの 武力に訴えるしかなくなる。……ここで問題となるのは、 何が最善の選択かということ

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

五六巻二号

をもたらすのか、理解していないようだ」。 様な道を選択するのが、最も好ましいかと言うことだ。……私が同問題を検討させている専門家は、 った唯一の答えをよこすだろう。しかし彼らは、この世界の歴史において重要な瞬間に、 それがどの様な結果 原則にた

そして「唯一の望みは、ともかく、世界を一つにまとめて、日本を含めた連盟を成立させ、日本だけでなく、イ

ギリス、ロシア、フランスそしてアメリカ――これらの国は全て中国に特権を有している――に関しても、

が、勢力均衡が国際政治で持つ力を全く否定したわけではなかったのである。第一次世界大戦の原因を基本的には 対する正義を確保するように努力すること」であった。 ウィルソンは永続的平和の観点から、勢力均衡を国家間関係の調整システムとしても、また道徳的にも否定した

の確実視などは、客観的に見れば過剰すぎるおそれであったが。ウィルソンにとって、戦後の国際政治において勢 そこに見いだしたことからも、その力を同時代の政治指導者の中で最も恐怖していたと言えよう。イギリスの脱退 なことだったのである。 力均衡システムが基調となることを防ぎ、国際連盟を通じて、日本を含めた列強協調を確保することが、最も重要

ていた。しかし、ウィルソンにとって「山東問題」は、中国の現状の原因と言うよりは結果であった。より大きな 一に日本の中国政策に帰す傾向が強く、また職責上の問題もあり、その関心範囲は中国を中心とした極東に限られ 彼の極東専門家達は、 理想的な東アジア秩序の阻害要因を、勢力均衡といった国際政治システムよりは、

中国における勢力範囲外交とさらには地球大の勢力均衡システムであり、それを解消することが、「鎖か

原因は、

だけでなく、世界政策を考慮しなければならなかったウィルソンにとって、勢力均衡システムの復活の危険を冒し ら中国を解放」し、さらには永続的な世界平和を達成するために絶対に必要だった。大統領として、東アジア政策 てまで、自身の中国構想に支持を与えつつあった日本全権の要求を拒絶することは、賢明な選択ではありえなかっ

決着

3

たのである。

判断していた。

を受け、その原因が、大戦中の日本の政策に加えて、中国全権が不正確な情報を誇張して伝えていることにあると 日本全権は、ランシングやウィリアムズ、またイギリスのマクレーまでもが強い日本不信であることにショック

のため、日本全権はウィルソンの変化を敏感に察知していた。日本全権の本国への報告をみると、ウィルソンに日 牧野らのウィルソンに対する積極的な働きかけは、こうした事情を強く意識したものであったと考えられる。そ

約の法理的な有効性から、 明した結果、その態度が緩和されつつあることが繰り返し強調されている。そして、ウィルソンの関心が、 中関係と日本の中国政策に関する「インフォーメーション」を与え、ウィルソンの中国構想への基本的な賛同を説 間接還附を実施する上での条件に事実上移っていることを感じ取り、ウィルソンとの交 日中条

山東問題の実質的な最終討議となった四月二九日の四首脳会議で、争点となったのは一九一八年の日中条約に規

五六巻二号

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

定のある、 日本人顧問の山東鉄道警察への傭聘問題であった。直前の日本全権との個別会談で、ウィルソンは

日本は膠州租借地におけるドイツの租借権その他を中国に還附

_

全権に確認をもとめた。この問いかけに、 ただ居留地を保持するだけであり、 日本側は同意を与えている。 租借地以外では、 経済的特権を取得するものと了解してよいか」と日本

ても打ち解けた態度」で、「山東問題については、

がるおそれがあり、 イルソンの主要な関心は、 ドイツ権益を超えているとして、 アメリカの世論対策にあった。ウィルソンは、 強硬に反発した。しかし、 顧問傭聘はアメリカ世論に二一ヶ条要求 すでに間接還附を承認していたウ

しかし、

顧問問題に討議が移ると、

ウィルソンは徐々に態度を硬化させ、

日本政府による鉄道警察の管理につな

である。 。 を想起させ、この結果、ドイツ権益以上のものを認めたと思われては、自分の立場が困難になると理解を求めたの

の立場への配慮もあり、「強ヒテ条約取極ヲ援用シ、米国ヲシテ日支間ノ条約取極ヲ承認セシムル形式ヲ採ルモ、 を確保するためで、中国の治安が不安定である事実を指摘し、 日本全権は、二一ヶ条の要求が中国全土を対象としていたのに対して、日中条約の規定は、単に山東鉄道の安全 政治的意図はないと釈明した。そして、ウィルソン

反テ紛争ヲ惹起スベシ」との判断から、 ①鉄道警察は交通の安全確保以外には用いられない、②日本人顧問は中国政府が任命する、 決着を計ったのである。そして、両者の間で、鉄道警察問題を含む山東還附条件に関する声明案が、 日中条約を法的根拠として主張をごり押しすることはなかった。 という保証を行う 日本全権 若干

の修正を経て合意された。

断していたウィルソンにとって重要なことは、日中条約の有効性自体を否定することではなく、 全権の関心は、「全講和ノ円満解決」にあった。また、すでに自身の戦後構想の実現のために、 効性をめぐって激しく争う姿は見られなかった。 前日に、ウィルソンより事実上の間接還附の承認を得ていた日本 日本との決裂を避 日本への譲歩を決

四月三〇日の四首脳会議では、一九一八年の日中条約が議題に上っている。しかし、もはや日米が、その法的有

on the Agreement of 1918)ことを明言した。もっとも、その法的有効性に関しては留保したものの、還附の実行 政府は、 この席上で日本全権は、 一九一八年の取極に立帰る権 還附条件に関する声明(五月四日発表)に則った処理を中国側が拒否する場合、「日本 〔利〕を留保する」(the Japanese Government reserved the right to fall back

に際しては日中条約の実際の規定よりは、牧野声明を優先することを表明したとも言える。

ウィルソンは日本全権の発言を受けて、そのような場合は、日本が自主的に日中の仲介を、

日本も常任理事

けつつ、アメリカ世論に自身の決定を納得させることにあったからである。

権利をあらためて留保したものの、連盟理事会に討議を依頼する可能性に関しては否定しなかった。 なる連盟理事会に委託してはどうかと主張している。これに対して日本全権は、 日本全権の意図は、合意に達した声明の中国への拘束力についてウィルソンの「底意」を確かめることにあった。 最終手段として日中条約に訴える

実にするために、日中条約の有効性について法律的な留保を行っておく必要があったのである。 依然として間接還附方式を拒絶していた以上、日本全権としては、「声明」へのウィルソンのコミットメントを確 日本全権は 中国が間接還附の実行を拒絶したとき、日本が頼れるのは日中条約しかないと訴えてい 連盟成立優先のた 中国

(三九五

かつ日本の侵略政策を何ら抑制できなかったことを、アメリカ世論に対して証明することになる。この場面で日本 中条約に訴えることは、 めに日本への間接還附に完全にコミットしていたウィルソンにとって、中国が日本との協議を拒否して、 全権が日中条約の法的有効性に固執したのは、その外交カードとしての役割を重視したからであろう。 最悪のシナリオであった。そうした事態は、ウィルソンの決定が中国に対して不正義で、 日本が日

大戦中の日中条約をアメリカ政府が承認しえないことを表明したが、日本にその否認を強く迫る

応えるように、友好的な協議のためであるなら「連盟理事会において、中国に必要な請求を行いたい」と、 条約を「極力、 ことはなかった。ただ、今回の日米の合意と、 引用されないことを望む」と、アメリカ政府の立場に理解を求めている。そして日本全権の憂慮に 大戦中の日中条約の関係が薄いほど好都合であり、 日本が大戦中の 国際連

盟を通じて中国に交渉を促すことを示唆したのである。

に、日本全権とウィルソンのそれぞれが、大戦中の日中条約に対する原則的な立場を表明し、その事実を認め合う 日本全権にとっては、このウィルソンの表明で十分であり、日中条約の承認を強要する必要はなかった。

以上のように、 ウィルソンと日本全権が必要としていた政治的決着のために、 日中条約の有効性の問題はいわば

形で山

[東問題の討議は終了する。

もはや両者の争点を形成する要因ではなくなっていた。

五月四日、 日本全権はウィルソンとの合意に基づき、以下の声明を発表した。

「日本の政策は山東半島の全主権を中国に返還することにあり、ドイツに与えられていた経済的権益と、

島に通常の条件に基づいて居留地を設定する権利のみを保持する。山東鉄道に関しては、 鉄道の所有者は、交通の安全を確保する為だけに特別警察を使用する。その他の目的には使用されない。 日中合弁事業とす

鉄道警察は中国人によって組織され、鉄道の経営者によって選ばれる日本人顧問は、 中国政府によって任命され

そしてこの声明と引き替えの形で、正式な講和条約には、山東におけるドイツ権益の日本への無条件譲渡が、

明

記されたのである。大戦中の日中条約への言及は、日本の声明にも、 講和条約中にも全く見られなかった。

Ħ. パ リ講和会議後

ウィルソン構想の敗退

1.

解となるわけではなかった。ウィルソンは「新外交」の原則からかけ離れてみえる日米妥結の必要性を、 を熱烈に支持してヨーロッパに送り出してくれた世論と、反対党の共和党が支配する上院に説明し、受け入れさせ

リ講和会議で一応の妥結に達したウィルソンと日本全権であったが、当然この妥結が、そのまま両国

|政府の諒

牧野がウィルソンに個人的に明言した約束や日本の外交姿勢を、 ねばならなかった。また、日本全権も山東の無条件譲渡を講和条約に明記させたとはいえ、それと引き替えの形で 今後の日米関係の安定化のために、政府の政策と

して正式に採用させる必要があった。両者は、この「対内交渉」において、明暗をわけることになる。

四月三〇日、 四首脳会議で山東問題が最終的に決着された後、ウィルソンは「私にとって満足できる解決ではな

r J が、"五分五分"と言えると思う。"汚い過去"から達成できることでは最善の成果だった。……〔日英仏の秘密

協定が存在する〕大変な困難の中で、 私は日本に実質的な譲歩に合意させることに成功した」と評価した。

不可能な以上、講和会議の時点で達成できる最善の成果であった。 ってそれは不満足なものであったが、国際政治の改革や中国の不平等状態の改善が、日本と列強の協力なくしては 山東問題をはじめとして、数々の譲歩を行ったが、なんとか国際連盟が成立する目処がたった。ウィルソンにと

にとって、もはやアメリカが道徳的立場を守るために(一九一三年に対華借款団を脱退したように)、中国をめぐ る国際政治の場から逃避することは許されなかった。「自由と正義の擁護者」アメリカが、 に応えるかどうか」である。このように上院と世論に講和条約の批准と、孤立主義からの決別を訴えたウィルソン 唯 の問題は、 われわれに提供されている道徳的指導者の地位を拒否しうるかどうか、 国際政治上で指導者的 われわれが世界の信頼

ていたであろう。 条約から脱退し、 国際政治を再び勢力均衡システムに陥れることは、「新外交」に対する最大の失敗であると考え

な役割を積極的に果たす必要性を強く認識していたウィルソンは、アメリカの原則の潔癖さのみを守るために講和

しかし、このようなウィルソンの考えは、まず代表団の大多数の受け容れるところとはならなかった。 代表団顧

力であり、 和会議の不正な決定」と、一四ヶ条原則のいくつかの放棄により誕生した国際連盟は、将来の「戦争を防ぐには無 問であったブリット(William C. Bullitt)の辞任劇は、その象徴である。ブリットは、 連盟規約第一〇条とフランスとの協定によって、合衆国はその戦争に巻き込まれることになる」と、 山東問題を筆頭とする ゥ

否することが、合衆国国民と人類に対する合衆国政府の義務であ」った。 の協定に対する保証を撤回し、連盟加入によってフランスとの協定のために合衆国をさらに巻き込ませることを拒 ィルソンの戦後構想を否定したのである。彼にとって、「この不正義な条約の調印あるいは批准を拒否し、これら

ウィルソンの日本への譲歩に強硬に反対していたランシングは、誕生するであろう国際連盟は列強の「軍事同

盟」にすぎないと痛罵し、このような連盟が国際政治における正義を実現するとは、絶対に信じなかった。(®) 経験から、 日本のみならずヨーロッパ(旧世界)の「悪辣さ」に辟易としていたランシングは、アメリカの制度と パリの

である。 ® く熱意を感じていなかった。そして、アメリカ国内で山東に関するウィルソンの決定を擁護することを放棄したの

理想の優越性を強く認識するようになっており、もはや国際連盟をつうじて国際政治を改革することには、

まった

とって困難なものとなっていた。ウィルソン批判の急先鋒であった共和党のロッジ(Henry Cabot Lodge) 講和条約 (ヴェルサイユ条約) の批准をめぐるアメリカの国内政治情勢は、 代表団の離反もあり、ウィルソンに

して、 募らせていたロッジらは、ウィルソンがヴェルサイユで数々の不正な取引をなし、特に中国を日本に売り渡したと トメントの程度をめぐるものであった。しかし、大戦中のウィルソンの外交・内政両面にわたる議会無視に反感を 員と、ウィルソンとの実際の最大の争点は、連盟規約第一○条に規定された、集団安全保障へのアメリカのコミッ 山東問題をウィルソン批判に最大限利用した。こうした攻撃に対して、ウィルソンは、日本全権が密室でな

した誓約が信頼に足ることを、訴えることしかできなかったのである。 ^(®) ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題 同志社法学 五六巻二号

強との協調を通じて、 完全に上院で否決された。このことは、アメリカの東アジア政策に関しては、 ウィルソンがロッジの提案していた第一〇条への留保に頑なに反対したため、ヴェルサイユ条約の批准は 漸進的に中国の現状の改善と地位向上を図っていくことを想定していたウィルソンの構想が 連盟の枠組みの中で日本を含めた列

否定されたことを意味した。これ以後、重病に冒され、また大統領選挙キャンペーンに忙殺されたこともあって、

ウィルソンの外交指導力は急速に低下していく。

ウィルソンなきアメリカ外交は統一性を大幅に損ない、一九二〇年から二一年にかけては日米両国、 対する強硬姿勢を強めていた。こうして、一九二〇年一月のシベリアからの単独撤兵時の混乱に見られるように、 治を認めたウィルソンの決定を非難しており、また山東の譲歩に不満を抱いていた国務省の極東専門家は、 戦後の軍縮を危惧していたアメリカ海軍は、 日米海軍は大規模な建艦競争に陥ってゆくのである。(図) 上院と結託する形で日本脅威論を喧伝し、 日本に南洋諸島の委任統

日米「妥結」の受容

でwar scare (日米戦争論)

が盛んに唱えられ、

は、 の無条件譲渡であったが、伊東ら外交調査会委員は全くこの点を評価しなかった。伊東に言わせれば、 ウィルソン構想への積極的賛意と、 「聯合列強トノ協調ニ基ヅク既定ノ事項」にして、その貫徹は「素ヨリ当然」であり、予想外の紛糾を来した 訓令の範囲を大幅に越えた声明によって、日本全権がようやく獲得した山東 山東の要求

唯一 の要因は、「荒唐無稽ノ妄説ヲ吐キ」、盛んにプロパガンダをなした中国の「暴挙」に他ならなかった。 日本全

違反はもとより、 た、イタリア代表団の「快挙」(会議脱退)のお陰である。こうした観点から言えば、牧野の「声明」などは、 日中条約に第三国の介入を許した上に、後の中国との交渉に「不利ヲ招クベキ言責」であった。

権がこの事態を打開できたのは、外交調査会の「機宜ニ適シタル」強硬な訓令と、ウィルソンの無礼な態度に憤

たと強く批判したのである。これが伊東の、国際法と列強協調を重視する「文明主義」であった。 「経済的特権」を列挙したことが、日中条約を「敷衍シテ、我帝国ノ利益ヲ主張スル」余地を著しく局限し そして、

伊東は、

牧野が「完全ナル主権」とともに山東を還附することを明言し、また講和条約中に、

日本が保持すべき具

講和会議でウィルソンと一応の妥結を得た以上、今後の日本外交の第一の目的は、 対して牧野にとって、 山東問題は、 対米関係を改善するにあたって課せられた、 障害でしかなかった。 日米両国関係の安定であり、

察を徹底して否定し、 牧野によれば、 ウィルソンの対日強硬姿勢が中国のプロパガンダによって強められたのは間違いないとしても、 日本の政策転換の必要性を説く内容に満ちてい る

東権益の伸張など論外であった。牧野の山東問題に関する総括報告は、自己弁護的な側面もあるにせよ、

伊東の観

Ш

その根源は日本の中国政策への強烈な不信感と、なによりもウィルソンの「政治上ノ主義」(「新外交」) にあった。

政策革新 ウィルソンは個人的感情から日本のみを敵視したわけではなく、 ノ主張ノ一表現」であり、 日本の要求を受け入れたのは、「今後列強ノ対支政策ヲ一般的ニ革新」 山東直接還附の主張も、「畢竟従来ノ列強ノ対支 するた

が全権の説明に反して、中国に従来のような「強圧政策」をとることがあれば、ウィルソンが国際連盟を通じて 国際連盟下の五大国間の協調と抑制を優先した「大局ノ考量」であったと、牧野は指摘している。 今後日本

「抑圧是正」策をとることは必定であった。そして、フランスはもとより、同盟国 ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題 同志社法学 五六巻二号 「英国モ程度ノ差コソアレ、米

両国トモ将来ノ政治上及経済上ノ関係ニ顧ミ、

米国

国ノ感情ヲ害セザルコトヲ一種ノ国是ト為セルガ如キ観アリ。

の考えに強く釘を刺したのである。牧野のみならず、パリで困難な交渉を経験した全権にとって、「本問題一段落 ノ感情ヲ害シテ迄モ日本ヲ支持スベシトハ思ハレザルナリ」と、 相変わらず勢力圏外交の枠組みに固執する伊東ら

ヲ告ゲタリト思フハ誤リ」であった。 以上のように、 牧野らの講和会議での「譲歩」が国内で強い批判を浴び、 必死の弁明がなされたのは、 ウィルソ

な反対論を押さえ込み、 省の強力な支持が存在した。例えば、ウィルソン政権は、上院の激しい追求に対応するために、日本政府に対し ンの置かれた立場と同様であった。しかし、牧野には外交政策の決定権を内閣に回復しつつあった原首相と、 牧野声明の内容と、 内田外相の声明として、日本政府の立場を明らかにさせている。原は、 早期還附実行の意図をあらためて公表するように要求してきたが、 原首相は伊東らの強硬 米国政界において 外務

だのである。 ら、「牧野の声明を一層明確」とし、さらに専管居留地を各国共同居留地に変更する意向まで内田声明に盛り込ん ·益々困難ノ境遇」に陥っているウィルソンを支援することが、アメリカとの親交関係上重要であるとの考えか

結果的にこの内田声明は、パリで棚上げされた日中条約に言及していたため、アメリカ政府の強い反発を招き、

所期の目的を果たしたとは言い難い。 なる態度」を表明する必要があるとの原の決意は揺るぐことがなかった。原は日中条約の問題で、 しかし、これ以後も対米関係改善と、「万一何の効果なしとするも、 アメリカに正面 我公正

権ノ言明ヲ、誠実且厳正ニ実行スル鞏固ナル決意ヲ有スル」旨をアメリカ政府へ通知することを外交調査会で決定 から反論することを避け、 中国政府との交渉において「巴里会議ニ於テ到達セル主要聯合国代表者間ノ了解及我全

そして、伊東の牧野や外務省批判は、そのたびに激しさを増していったが、 した。また交渉に応じようとしない北京政府に対しては、次々と条件の緩和を行い、非公式に接触に努めている。 原内閣の基本的方針に影響を与えるこ

とは、ほとんど見られなかったのである。 ®

は、 ィルソンと牧野の間でなされた日米「妥結」の受容と、講和会議後の山東問題をめぐる日米関係の紛糾を処理する 原内閣のこうした努力は、先に述べたアメリカ外交の混乱のために日米関係の安定と山東問題の最終的解決に ただちには結びつかなかった。 しかし一九二〇年四月の新四国借款団加入に見られるように、 パリにおい

過程を経て、ようやく原の対米協調主義は、 日本外交の基本方針として定着に向かうのである。

結

論

たのは確かであるが、この決断は、 明という非公式な形ながら行ったからであった。ウィルソンが国際連盟の成立を山東問題の理想的解決に優先させ 終的に受け入れたのは、 牧野ら日本全権が、 それと引き替えにウィルソンの中国構想への賛意と、 日本全権の強硬な姿勢や、日本と列強や中国との秘密条約の存在だけによるものでは 国際連盟を通じた山東問題の最終的解決と、 事実上の山東還附条件の緩和を、 中国をめぐる国際政治の全般的改 吉

本稿で明らかにしてきたように、ウィルソンが山東権益の日本への無条件譲渡を講和条約中に明記することを最

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

本を含めた列強間の協調を確保することを重視した点は、 張するために牧野の発言を過度に評価したという側面は当然あるが、 革への展望をある程度持った上でなされたのである。自らの政治生命をかけた国際連盟を守り、 強調されるべきであろう。 ウィルソンが新国際秩序の実現のために、 決断の正当性を主

Н

もっとも、パリでの妥結は、日米や列強間に中国問題に関する何らの正式な合意や協定を生まなかったし、

は、ウィルソンの後を襲った共和党政権によって、東アジア政策への政治的指導力が回復され、 どころかウィルソンの構想がアメリカ国内で否定されたため、日米危機が再燃さえした。日米関係が安定するに (一九二一—一九二二年)において日米の政府間で正式に、漸進的な中国の改善プログラムについて一致されるま

義を標榜していた原にしても、勢力範囲外交の発想は強固であったし、また日本全権がウィルソンの中国構想に積 加えて、 日本の政策決定者たちが、 ウィルソンの普遍的な理想主義を受け入れたわけでもなかった。 対米協調主

山東問題が最終的に解決するのは、この会議を契機としてである。

で待たねばならない。

からであったといえよう。さらに牧野や小村欣一などの勢力範囲撤廃の主張の背後には、 関内の 「中国本土」に実 極的な支持を表明したのも、山東権益への主張を貫徹しながら対米関係の決裂を避けるという、主に戦術的な考慮

質的な勢力範囲を保有していない日本が、 るという経済的な判断があった。ロイド・ジョージがウィルソンの中国構想に強硬に反発したのも、 経済活動が活発であった揚子江流域 (イギリスの勢力範囲) 勢力範囲の撤 に食い 、込め

廃によって、大戦中に増大した日本の資本が同地域に流れ込むのを危惧したからである。日本の勢力範囲は ように南満州であったが、 牧野はこの点に関してウィルソンとの交渉で何も言及しておらず、 新四国借款団加入時 周 知

米危機は起こらなかったであろうが、満州特殊権益などの取り扱いをめぐる形で日米対立が発生した可能性は十二 やワシントン会議時に見られるように、日本政府の政策は一貫して満州特殊権益の絶対的な堅持であった。ウィル(※) ソン構想が講和会議後もアメリカの東アジア政策に採用されていた場合、 ウィルソンの統制力の低下に起因する日

ったのであろうか。また牧野が外交調査会の訓令に完全に従う形で対米交渉を進めていたとしても、ウィルソンは ではウィルソンの「大局ノ考量」(牧野伸顕)に基づいた、日本への譲歩の決断は、結果的には何ももたらさなか

結局は日本への譲歩を余儀なくされたとの批判も成り立つであろう。

国際連盟の設立を優先するために、

分にある。

講和会議前より進めていた外交政策の転換と、外交の立案・決定・実施経路の一元化をさらに進めていった。 の日本政府の政策を相当拘束したのは事実である。さらに、原や外務省は、アメリカの「外圧」を利用する形で、 しかし、 第五章で見たように、ウィルソンが譲歩と引き替えの形で引き出した牧野の「声明」や約束が、その後

て日本政府が中国問題を処理するにあたって、アメリカとの関係を重視する姿勢は、ますます強まっていく。 原が

そし

キ関係ガ成立シ居ラズ」と、伊東のアメリカ偏重批判に答えざるを得なかった。 同盟骨髄論」者の内田外相にしても、「米国トハ互ニ胸襟ヲ披キテ意見ノ交換ヲ為シ来リ居ルモ、英国トハ此ノ如 国内政治で苦況に立つウィルソンを、 内田声明の発表によって支援しようとしたのはその現れである。また「日英

てきているのは、注目に値する。先に述べた経済的考慮からくる、勢力範囲撤廃の議論は幣原の経済外交につなが さらにウィルソンの「新外交」に対応する過程で、 ワシントン会議後の幣原外交の理論的支柱となる議

三〇五

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

パリの全権に送られたと思われる文書には、「英国ト歩調ヲ一ニスベキハ勿論ナリト雖モ、米国ノ主張ガ正当 講和会議開幕前後に、 るものである。この考えが、同盟国であったイギリスの利益と摩擦を生ずるものであったのは、先に述べた。また 訓令が定めた「三大方針ニ依ル他、 左ノ考慮ヲ補遺スルコト然ルベシ」として、外務省から

にさえ、外務省の一部にイギリスよりもアメリカとの協調を重視する発想があった証左ではあり、大変興味深い。 字不明〕ニ合シ、平和ノ確立及ビ人類幸福ノ増進ニ貢献スルコト明カナル場合ニ於テハ、寧ロ米国ト共ニ英国ノ説 省や原の意向を反映したものか、また全権の交渉姿勢にどの程度影響を与えたかは疑問である。ただ、講和会議前 小村欣一の起草と思われるが、外交調査会はもちろん、内田外相の裁可を得たかどうかも疑わしく、どの程度外務 クノ態度ニ出テ、大局上帝国ノ公正ナル地歩樹立ニ努ムルヲ要ス」と注目すべき記述がある。 全体の内容からして

「日米デタント」が成立するにあたって、日本側が「新外交」に接近する理論的根拠を提供したといえるだろう。

ワシントン会議にいたるまで、決して外務省のコンセンサスにはならなかったが、

同会議で

こうした主張は、

和会議後に米中との交渉にあたった外交官が持ち帰った教訓や経験は、全く違っていたに違いない。新外交への積 もし牧野が訓令通りの交渉姿勢を取っていたなら、講和条約の内容は変わらなかったかもしれないが、全権や、講

会議で書記官として牧野の交渉に同席した木村鋭市らは、 極的呼応を説いた小村欣一や、駐米代理大使として、 講和会議後に山東問題の処理にあたった出淵勝次、また講和 ワシントン会議を経て、幣原外相の下、重要な役職を歴

パリ講和会議以後の中国をめぐる日米間の交渉の中心的課題は、 勢力範囲の相互承認やその枠内での

国際協調政策と経済外交を担うことになる。

本側でも、 が、中国をめぐる国際政治のあらたな基調のひとつを作り出すことには成功したと評価できるであろう。そして日 経済的門戸開放主義から、 を形成していった いくか、ということに移っていく。ウィルソンは、中国問題において具体的な成果を達成することはできなかった 原や外務省関係者が、 列強間の協調を通じて、 牧野ら全権の教訓や経験を元に、新たな国際政治の基調に対応する外交の枠組み 中国をめぐる国際関係の改革と中国の地位向上をいかに図って

進的な中国問題の改善というウィルソンの構想を、 以上のようにパリ講和会議における山東問題は、 日本に真剣に考慮させ、 単に大戦中からの日米対立の頂点ではなく、列強協調による漸 政策の変更を促す契機となったのであ

る。

1 durring World War I (Westport, CT: Praeger Publishers, 2000), Chapter. 6. 小林龍夫「パリー平和会議と日本の外交」 (植田捷雄編 Far East Policy (New York: Octagon Books, 1948); Noriko Kawamura, Turbulence in the Pacific: Japanese-U.S. Relations またウィルソン政権の対日政策全般を検討したものとして、高原秀介による一連の研究がある。高原「ウィルソン政権と『対華 五八年])一〇五―一一七頁。服部『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918―1931』(有斐閣、二〇〇一年)第一章。 『近代日本外交史の研究』[有斐閣、一九五六年])三六五―四二一頁。斎藤孝「パリ講和会議と日本」(『国際政治』第六号 Versailles Twenty Years After (Hamden, Connecticut: Archon Books, 1962), pp. 83-115; Roy Waston Curry, Woodrow Wilson and Diplomacy of the Shantung Question (Hamden, Connecticut: Archon Books, 1965); Paul Birdsall, "Japanese Strategy," in his パリ講和会議における日米関係を取り扱った代表的研究としては、Russel H. Fifield, Woodrow Wilson and the Far East: The

二十一カ条』問題」(『六甲台論集』法学政治学篇第四三巻第三号[一九九七年三月])一〇五—一三一頁。同「ウィルソン政権

と『石井・ランシング協定』の成立」(『神戸法学雑誌』第四七巻第三号[一九九七年一二月])五四五―五九八頁。 のシベリア撤兵と日本(1919~1920年)――日米パーセプション・ギャップの一事例」(『軍事史学』第三六巻第三・四 ソン政権とシベリア撤兵問題」(『六甲台論集』法学政治学篇第四七巻第一号[二〇〇〇年七月])一五五―一七八頁。 同「ウィル 同「米国

合併号 [二〇〇一年三月]) 九〇—一〇八頁

三九―六三頁)。パリ講和会議自体については、特に欧米の学者による膨大な研究が存在するが、最新の成果としては、Margaret たちの国際政治観』(一・一)(『法学論叢』一二八巻二号[一九九〇年一一月]四八―七四頁、一二九巻二号[一九九一年五月] Macmillan, Paris 1919: Six Months That Changed the World (New York: Random House, 2002). "This work was originally なおパリ講和会議の国際政治史上の意義については、中西寛「二十世紀国際関係の始点としてのパリ講和会議

2 ために犠牲にしたのではなく、現実的な範囲で中国にとってよりよい条件を取り付けるように尽力したことを分析的に明らかに しており、本稿の執筆に当たっても同書には大きな示唆を得た。しかしこの研究もウィルソンの譲歩の要因を、主に日本と中国 London, England: M. E. Sharpe, 2002)は、従来の研究とは違い、ウィルソンが山東問題の処理に際して、中国を国際連盟成立の 最近発表されたBruce A. Elleman, Wilson and China: A Revised History of the Shandong Question (Armonk, New York

"published in Great Britain, in slightly different form, as *Peacemakers*, by John Murray (Publishers) Ltd. in 2001

(3) 小林龍夫編『翠雨荘日記―伊藤家文書 臨時外交調査委員会会議筆記等』(原書房、一九六六年)。厳密に言えば伊東文書に含ま れる外交調査委員会の議事録は、伊東の政治日記である「翠雨荘日記」と別物である。

や列強との秘密条約に求めており、突っ込んだ分析は行っていない。

4 谷、川田の両研究とも、パリ講和会議については数行を当てているだけである。なお、服部龍二は原外交を「転換」とは捉えず、 策を統一的に説明した野心作として、川田稔『原敬 (東京大学出版会、一九九五年)。また三谷の研究をさらに発展させて、 原の対外政策の一元化と転換に関する代表的な研究は、三谷太一郎『増補日本政党政治の形成 転換期の構想― 外交・内政両面にわたって原の国家構想とその具体的方 -国際社会と日本』(未来社、一九九五年)。残念ながら三 -原敬の政治指導の形成.

大戦前からの勢力範囲外交が一貫していたと分析し、講和会議での日米対立を説明している(服部、

前掲書、

第一章)。

- 5 細谷千博 「牧野伸顕とヴェルサイユ講和会議-――《一等国》日本の登場」(『日本外交の座標』 [中央公論社、一九七九年])四
- 6 池井優「パリ講和会議と人種差別撤廃問題」(『国際政治』第二三号 [一九六三年])四四―五八頁。Naoko Shimazu, "The 中国をめぐる日米対立と並んで、重要なテーマとして人種平等問題があるが、本稿では取り扱わない。この問題に関しては、

Japanese Attempt to Secure Racial Equality in 1919," Japan Forum, Vol.1, (April 1989) pp.93-100; Naoko Shimazu, Japan, Race

(7) ウィルソンの戦後構想については、主にN. Gordon Levin, Woodrow Wilson and World Politics: America's Response to War and Revolution (New York: Oxford University Press, 1970) および麻田貞雄『両大戦間の日米関係― Equality: The Racia Eaualtiy Proposal of 1919 (London: Routledge, 1998). -海軍と政策決定過程』(東

University Press, 1992), pp. 34-44. なお、「新外交」と「旧外交」の概念の整理については、Jules Cambon, "Old and New の関係で図っていた。Tomas J. Knock, To End All Wars: Woodrow Wilson and the Quest for a New Order (Princeton: Princeton

京大学出版会、一九九二年)九六頁を参照。なおウィルソンはすでに、「自由主義的資本主義的国際秩序」の構築を中南米諸国と

8 ン』(玉川大学出版部、一九七九年)二七―三〇頁。Levin, op. cit., pp. 2-10 ウィルソンの強烈な使命感については、アーサー・S・リンク(松延慶二、菅英輝訳)『地球時代の先駆者―外政家ウィルソ

Diplomacy: A Debate Revisited," Review of International Studies, Vol. 14, (July 1988) pp. 195-211

- 9 ソンの「新外交」に関する古典的研究は、Arno J. Mayer, Politics and Diplomacy of Peacemaking: Containment and アーネスト・R・メイ編(中屋健一監訳)『アメリカの外交』(東京大学出版会、一九六六年)二〇四頁(麻田貞雄訳)。ウィル
- 10 三谷、前掲書、二七八頁 新外交の政治的起源1917―1918』(岩波書店、一九八三年)。

Counterrevolution at Versailles, 1918-1919 (New York: A.A. Knopf, 1967).

同(斉藤孝、木畑洋一訳)『ウィルソン対レーニン

11 表並主要文書1840―1945』上[原書房、一九六五年])四二二頁。以下、『主要文書』と略す。 大山梓編『山県有朋意見書』(原書房、一九六六)三四五—三四七頁。本野外相意見書、一九一六年末(外務省編『日本外交年

同志社法学

五六巻二号

四三(三〇九)

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

- (12) 例えばタフト(William Howard Taft)政権のドル外交の攻勢に対して、日本はイギリスやロシアと協調して、タフトの満州鉄
- 13 道中立化案を葬り去っている。 ウィルソンの中国観と日本観については、Charles E. Neu, The Troubled Encounter: The United States and Japan (Malabar,

Fla: R. E. Krieger, 1979, reprint), pp. 78-89. またアメリカの門戸開放政策に関しては、Warren I. Cohen, America's Response to

- 14 China: A History of Sino-American Relations, 4th ed. (New York: Columbia University Press, 2000), Chapter. 2 二一ヶ条をめぐる日米関係については、Neu, *op. cůt.*, pp. 86-89. 細谷千博『両大戦間の日本外交』(岩波書店、一九八八年)第
- 認識』[山川出版社、一九八五年]) 一一九—一五〇頁 一章。北岡伸一「二十一ヶ条再考――日米外交の相互作用」(近代日本研究会編『年報・近代日本研究・7――日本外交の危機
- 16 ウィルソンのシベリア介入の意図に関しては、Levin, op. cit., Chapter VII. またシベリア出兵をめぐる日米関係に関しては、細谷、前 『両大戦間の日本外交』第二章。 ウィルソンは、「日本はシベリア全土を手中に収めようとしている」と不信感を露わにしている。

北岡伸一『日本陸軍と大陸政策1906―1918年』(東京大学出版会、一九七八年)一九六―二一二頁、

15

A Memorandum [Imperila War Cabinet Minutes], Arthur S. Link (ed.), The Papers of Woodrow Wilson, Vol. 53 (November 9, 1918) January 11, 1919), (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1986), p. 4. 以下 PWWと略記。

17 『翠雨荘日記』三四七―三四八頁。内田外相より珍田捨己駐英大使、一九一八年十二月二十六日(外務省編『日本外交文書』大

- 正七年第三冊、外務省、一九六九年)六六五―六六七頁。以下『外文』⑦―三と略し、他の『日本外交文書』の巻冊もこれに則 って記す。なお、すべての引用資料は、漢字は基本的に新字体に置き換え、読みやすいように適時句読点、濁音符を加えた。
- 19 同右、六六七—六七八頁。

内田外相より珍田大使、一九一八年十二月二十六日(『外文』⑦―三)六六六―六六七頁

18

- 務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上(原書房、一九六九年)六五三―六七三頁。 同委員会の活動については、小林龍夫「臨時外交調査委員会の設置」(『国際政治』第二八巻 [一九六五年])五三―七一頁。外
- 21 前掲『外務省の百年』上、六九七―七〇一頁

- 22 幣原平和財団 『幣原喜重郎』(同財団、一九五五年)一三五―一三六頁。坂野正高『現代外交の分析』(東京大学出版年、 一九
- 23 条約を暴露したが、外務省はこの行為を、もっぱら各国の講和会議対策を知る有力な手がかりとして評価していた 七一年)一〇三—一〇四頁 喜重郎』一三五頁)。ウィルソンが十四ヶ条によってボルシェヴィキの新外交攻勢に応えたのとは対照的である。 例えば、一九一八年の十月革命によってロシアの政権を掌握したボルシェヴィキ政権は、帝政ロシアが他の列強と結んだ秘密
- 24 原奎一郎編『原敬日記』第三巻(乾元社、一九五一年)一九〇八年一〇月八日、二四二頁、二四四一二四五頁、二七八頁。
- 25 26 同右、第六巻、一九一四年九月二一日、一三八頁、元老井上馨との会話 同右、第六巻、一九一四年九月三〇日、一四七―一四八頁。なお原は、第一次世界大戦参戦問題やシベリア出兵問題などの対
- 27 外政策上の重要事項を対米関係から判断していた。三谷太一郎「大正デモクラシーとワシントン体制 1915―1930」(細 谷千博編『日米関係通史』[東京大学出版会、一九九五年] 八四一八六頁 原は、組閣から一ヶ月後には、北京政府に対する借款供与を列国の日本に対する疑惑を招き、また中国の内乱を助長している
- 上、四七一―四七二頁、四七二―四七五頁、四七七頁。『原敬日記』第八巻、一九一九年二月一○日および一三日、一五六、一五 ヶ国共同で中国に対して南北の和平統一を勧告した)。中国への武器供給も、原により二月に差し止められている。『主要文書』 として停止させている。西原借款の処理方法も翌月の対支借款問題会議において定められた。そして一二月には米・英などど五
- 28 ン・デモクラシーのイデオロギー的「外圧」に反応した結果であったという。三谷、 原敬が戦後のアメリカの影響力を把握し、それに対応できたのは、「大正デモクラシー状況下」の政党政治家として、アメリカ 前掲書、三〇五頁。

八頁。原敬の中国政策に関しては、川田、前掲書、一三〇―一五六頁を主に参照

- 30 小村欣一「講和会議の大勢が日本の将来に及ぼす影響及之に処するの方策」一九一八年十一月三十日、 牧野伸顕文書322
- 国立国会図書館憲政資料室)。以下、「小村意見書」と略す。

例えば対華借款会議(一九一八年一一月一一日)で、中国政策の転換を説いた小幡酉吉駐華公使は、「従来対支外交上帝国政府

五六巻二号

四五

31

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

29

「翠雨荘日記』三二三—三二四頁、三二六頁

的利益からいっても「勢力範囲ノ裁撤事態ハ主義上結構ナル儀」と内田に進言していた。林公使より内田外相、 し、内田外相以下出席者の同意を得ている。『主要文書』上、四七二頁。また小幡の前に駐華公使を務めた林権助は、日本の経済 一九一八年一二

ノ施措統一ヲ欠キ、為ニ幾多ノ不利益ヲ招キタルハ顕著ノ事実ナリ。仍テ今後ハ対支外交機関ヲ統一スルノ要アルベシ」と主張

- (32) 前掲小村意見書。 月一日(『外文』⑦―三)六四四―六四五頁。
- 33 『原敬日記』第七巻、一九一八年六月五日、四一二頁。三谷、前掲書、三一〇―三一一頁

34

『翠雨荘日記』三三九―三四二頁

- 35 伊東巳代治「陸軍外交の弊に関する意見」一九一七年?月(『翠雨荘日記』)八〇四一八〇六頁。
- 37 36 れる。 『翠雨荘日記』三三九頁。 『翠雨荘日記』三三七―三三八頁。ただし読みようによっては、独り新外交への呼応を主張する牧野の理想主義への皮肉ともと
- 39 38 同右、三四二―三四三頁。牧野文書に納められている牧野の外交意見書には、「大正七年十二月八日牧野男ヨリ外交調査会ニ提 同右、三三七頁
- 渉姿勢に反映された可能性はある。「講和会議ニ関スル意見書」、牧野文書331―2。『原敬日記』第八巻、一九一八年一二月八 出シ、賛同ヲ得タルモノ ノ三大方針」に反映されたとは言い難い。もっともこの「認識」は、 小村」との書き込みがある。また原も日記に同様のことを記している。しかし、牧野の意見が「講和 後に外交調査会の影響力が低下するに及んで、牧野らの交

二一〇頁、二二二—二四八頁も参照。関は、 なお、原敬の外交政策を拘束した国内政治環境については、 原内閣の対外政策は、大隈・寺内内閣の「負の歴史的遺産」、日本の政策決定過程の 関静雄『日本外交の基軸と展開』(ミネルヴァ書房、 一九九〇年

日、一〇七頁

意であったと思われる」としている。 分散性、そして原自身の慎重な政治観と外交観に大幅に制約されており、そのため、 原外交の成果は「原にとってはきっと不本

40 『原敬日記』第八巻、一九一八年一一月六日、七七頁、一一月一九日、八八頁。『翠雨荘日記』三〇四―三〇七、三一七頁。 『翠雨荘日記』、三一五—三一七頁

 $\widehat{41}$

- は一九一四年の時点で、山東「占領後、之を支那に還附せざる事をなさば、少なくとも米国位と戦うの決意なかるべからず、途 方もなき問題なり」と、山東問題の発生を予期していた。『原敬日記』第六巻、一九一四年九月三〇日、一五二頁。
- 42 九一八年九月(同右)四六四頁。 「山東省に関する条約」一九一五年五月(『主要文書』)四〇四―四〇五頁。「山東省に於ける諸問題処理に関する交換公文」一
- 43 44 閣議決定、一九一八年一一月二二日(『外文』⑦—三)六三五頁。 『翠雨荘日記』 三二三頁。
- 46 45 グレアム・T・アリソン (宮里政弦訳) 『決定の本質-ウィルソンの政府内での圧倒的な権力と個人外交については、リンク、前掲『地球時代の先駆者』三四―四二頁 ――キューバ・ミサイル危機の分析』(中央公論社、一九七七年)。

「調査団」についてのまとまった研究は、Lawrence E. Gelfand, The Inquiry: American Preparations for Peace, 1917-1919

- 48 平野健一郎 「西原借款から新四国借款団へ」(細谷千博他編『ワシントン体制と日米関係』[東京大学出版会、一九七八年])
- 二九二百

ウィルソンは、いくら有用で正確な報告であっても、彼の考えに合致しない場合には、受け入れなかった。リンク、前掲『地

49

47

(New Haven and London: Yale University Press, 1963).

- 50 1919," Pacific Historical Review, Vol. 38, (May 1969) pp. 157-175; Fifield, op. cit., pp. 231-234. 小林、前掲「パリー講和会議と日 球時代の先駆者』三九―四一頁。 ラインシュの中国における活動と主張については、Noel Pugach, "Making the Open Door Work: Paul S. Reinsch in China, 1913-
- 51 of the United States 1919: The Paris Peace Conference, Vol. 2, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1940, pp. 494 Paul S. Reinsch to Robert Lansing, 23 November 1918, U.S. Department of State (ed.), Papers Relating to the Foreign Relations

同志社法学

五六巻二号

一四七(三二三

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

本の外交」三九四―三九五頁。

同志社法学

五六巻二号

以下PPCと略記

- 15 January 1919, PWW, Vol. 54, pp. 77-82° メリカ代表団に送付されている。Joseph Clark Grew to Gilbert Fairchild Close, with Enclosure received from Legation at Peking Reinsch to Frank Lyon Polk, 6 Janyary 1919, PPC, Vol.2, 520-525. この報告書はラインシュの希望により、一月十日にパリのア
- 53 た。ただし、山東権益に関してはイギリス側は明言していない。また一九一八年の日中条約は、アメリカ側でその存在が疑われ 日本と英仏との秘密協定に関しては、南洋諸島に関する部分はロイド・ジョージとバルフォアよりウィルソンに伝えられてい
- 言によって初めてその存在確認し、しかも正確な内容を入手したのは、日本政府が条文を公表する四月に入ってからである。こ カ全権団は一九一八年の日中条約の存在を無視して講和対策を立てている。アメリカ全権は一月二八日の十人会議で、牧野の発 ており、また石井菊次郎駐米大使も、締結時にその旨をランシングに伝えているが、なぜかランシングは反応を示さず、アメリ の点に関しては、Elleman, op. cit., pp. 56-65 を主に参照
- (云) Roland S. Morris to Lansing, 13 November 1918, *PPC*, Vol. 1, p. 489.
- 55 56 Frank Lyon Polk to Lansing, 21 December 1918, PWW, Vol. 53, p. 465 Ibid., p. 463. もっともポークはその後、 石井駐米大使とモリスの報告から、原が参謀本部との政治的論争を制しつつあるとの
- 報告をランシングに送り、 今後の展開に注視が必要であるとしている。Polk to Lansing, 30 December 1918, PWW, Vol. 53, 30

(5) Elleman, op. cit., pp. 58-60

December 1918, pp. 555-557

- 58 「調査団」の日本問題に関する報告に関しては、Gelfand, op. cit., pp. 260-272を参照
- り付けるために、南満州の日本権益の事実上の承認を行っている。最もウィルソンが日本との取り引きに反対したこともあり、 石井・ランシング協定の内容は大変曖昧なものとなり、日本側はアメリカによる「特殊権益」の承認を、アメリカ側は日本によ その代表的な例は石井・ランシング協定(一九一七年)であり、いわば日本から中国の門戸開放とアメリカへの移民禁止を取

る「門戸開放主義」に対する誓約をそれぞれ強調した。ランシングの対日姿勢と石井・ランシング協定に関しては、Burton F

Beers, Vain Endeavor: Robert Lansing's Attempts to End the American-Japanese Rivalry (Durham, N. C.: Duke University

- Press, 1962), Chapter 9; Neu, op. cit., pp. 91-95. 石井菊次郎『外交余録』(岩波書店、一九三〇年)一三二—一六三頁。前掲
- 喜重郎』、一〇八―一一三頁。なお、高原、前掲「ウィルソン政権と『石井・ランシング協定』の成立」は、石井とランシングの
- 60 みならず、国務省中堅官僚の動きや、イギリスの役割などにも視野を広げ、協定の成立過程と意義を再検討している。 Beers, op. cit., pp. 134-141. Beersは、一二月以降の原内閣によるシベリア出兵部隊の大幅削減や、東清鉄道の国際管理に同意

する動きなどから、ランシングが穏健派の動きを評価すると同時に、アメリカの力による圧力の効果に自信を深めていたとして

62 に招待された際のものであるが、この閣議中ウィルソンは、日本の南洋諸島所有のような「同意しがたい事態」を防ぐために、 たのは、ウィルソンの私的な腹心であったハウス(Edward Mandle House)ぐらいであった。 A Memorandum [Imperial War Cabinet Minutes], 30 December 1918, PWW, Vol. 53, pp. 560-563. この発言はイギリスの戦時閣議

(61) 本稿第四章で見るように、アメリカ代表団の有力者で、日本の経済的要請にある程度理解を示し、

日本の要求に同情的であっ

- 63 「盾」(buffer)として行動することが、自分の職務であると発言している。*Ibid.*, p. 563 例々ば、Elleman, op. cit., pp. 39-40; Stephen G. Graft, "John Bassett Moore, Robert Lansing, and the Shantong Question," The
- 64 思索者たち』[大修館書店、一九九八年])一七九―一八八頁。顧維鈞は名門コロンビア大学の卒業生であり、 Pacific Historical Review, Vol. 66, (May 1997) pp. 235-236 Elleman, op. cit., pp. 34-36; Fifield, op. cit., pp. 182-185. 川中真「顧維鈞-――その国際的名声と孤立」(佐藤慎一編『近代中国の 博士号を取得して
- 66 65 ない」とまで言い切っている。Memorandum by Vi Kyuin Wellington Koo, 24 March 1919, PWW, Vol. 57, p. 635. なお、この時点で の説明に対して、ウィルソンは たとえばウィルソンは顧維鈞を含んだ中国全権と一九一九年三月二四日にも会談を行っているが、このとき中国側の Memorandum by Vi Kyuin Wellingtion Koo, 26 November 1918, PWW, Vol. 57, pp. 634-635 「同問題に関する原則についてはっきりと理解できた。これ以上両国から意見を聴取する必要は

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

同志社法学

五六巻二号

一四九

(三 五 五

ず、本格的な日米交渉も開始されていなかったのである。中国全権のアメリカへの働きかけと、米中代表団の協調に関しては、 は南洋諸島や人種平等問題が中心的に議論されてきたこともあって、日本側からは山東問題に関して詳細な説明はなされておら 小林、前掲「パリー講和会議と日本」三九四―三九五、三九八頁、Elleman, op. cit., pp. 36-39などを参照

- 67 内田外相より松井慶四郎駐仏大使、一九一九年一月一三日(『外文』⑧―三―上)九二―九三頁
- 68 年十二月三日(同右)六四六―六四七頁。在桑港太田総領事より内田外相一九一八年十二月一八日(同右)六五八―六六〇頁 在広東太田総領事より内田外相一九一八年十二月二〇日(同右)六六三頁など。 たとえば、林公使より内田外相、一九一八年十二月一日(『外文』⑦―三)六四四―六四六頁。林公使より内田外相、一九一八
- 69 『翠雨荘日記』三四八—三四九頁
- 70 〇頁、 一九一九年一月一七日(『外文』⑧―三―上)九七―九八頁。小幡公使より内田外相、一九一九年一月一八日(同右)九九―一〇 たとえば、芳沢謙吉駐華代理公使より内田外相一九一八年十二月二二日、(『外文』〇一三)六六五頁。小幡公使より内田外相 ・など。
- (71) 一二月の顧維鈞との会談での発言のほか、ウィルソンは講和会議での交渉で繰り返しこの認識を表明している。例えば、 Arthur S. Link(ed.), The Deliberations of the Council of Four(March 24-June 28, 1919): Note of the Official Interpreter Pau

Mantoux, Vol. I, Princeton: Princeton University Press, 1992, pp. 250-251(以下 Council of Four と略記). 松井大使より内田外相 一九一九年四月二二日(『外文』⑧―三―上)二四四―二四六頁など。こうした認識はラインシュがしきりに強調していたこと

(72) Knock, op. cit., pp. 194-209.

であり、また顧維鈞ら中国全権も、この点を強調して講和会議で自己の主張の正当性を訴えている。

 $\widehat{74}$ 73 と日本の外交」、三八〇頁。『原敬日記』第八巻、一九一八年十一月一六日、二十七日、八三、九七頁。『翠雨荘日記』三一五頁。 牧野伸顕『牧野伸顕回顧録』上(中公文庫、一九七八年)一六九―一七三頁。珍田は本国に、首相もしくは外相級の「特派大 内田外相より珍田、松井両大使、一九一八年十一月二七日 (『外文』⑦―三) 六三七―六三八頁。小林、 前掲「パリー平和会議

使」をなるべく早く選任するように要請している。珍田大使より内田外相、一九一八年一一月二一日(『外文』①―三)六三四

- 75 主要国首脳間で忌憚なく意見を交換し、迅速な決定を担保するためであり、会議は完全に非公開とされた。Council of Pour
- 新生国家ユーゴスラビアに与えられることになっていたバルカン半島アドリア海沿岸のフィウメをイタリアが要求し、ウィル
- 東に関して「独逸帝国政府ハ、膠州湾租借地全部ヲ支那国ニ還付スルノ目的ヲ以テ……無償条件ニテ日本帝国官憲ニ交附スルコ ト」を要求していた。「対独最後通牒」一九一四年八 月(『主要文書』上)三八〇一三八一頁。 Hankey's Notes of Two Meetings of the Council of Ten, 27 January 1919, PWW, Vol. 54, pp. 291-292. なお、対独最後通牒は、 Ш
- 一九年一月三一日(『外文』⑧—三—上)一一八頁。 Hankey's Notes of Two Meetings of the Council of Ten, 28 January 1919, PWW, Vol. 54, pp. 316-317; 内田外相より小幡公使一九
- 九一九年一月二八日(『外文』⑧―三―上)一一三―一一四頁。内田外相より小幡公使、一九一九年一月三一日(同右)一一八 Hankey's Notes of Two Meetings of the Council of Ten, 28 January 1919, PWW, Vol. 54, pp. 317-318; 松井大使より内田外相、一
- (\otimes) Hankey's Notes of Two Meetings of the Council Ten, 28 January 1919, PWW, Vol. 54, p. 315 内田外相より小幡公使、一九一九年二月五日(『外文』⑧—三—上)一二九—一三〇頁。同時に内田は全権に、あらぬ誤解をま
- 幡公使、一九一九年二月五日(同右)一三〇頁 達成ニ助力セムコトヲ期シ、真ニ両国民ノ諒解親善ヲ齎ラスベキ公正共益ノ方針ヲ持スル」との内容であった。内田外相より小 ―三―上)一三一頁。なお内田の帝国議会における声明は「日本ハー般ニ支那国民正当ノ要望ニ対シテハ十分ノ同情ヲ以テ之ガ

ねかないため、欧米列強に日本の立場を説明するように指示している。内田外相より松井大使、一九一九年二月五日(『外文』⑧

82 右)一二六—一二七頁。小幡公使より内田外相、一九一九年二月六日(同右)一三一頁。石井より内田外相、一九一九年二月八 たとえば、小幡公使より内田外相、 一九一九年二月三日 (同右) 一二四頁。小幡公使より内田外相、 一九一九年二月四日

H

(同右)一三八—一三九頁。松井大使より内田外相、一九一九年二月九日(同右)一三九—一四〇頁など。 同志社法学 五六卷二号

- 83 1919, PWW, Vol. 54, p. 474. なお参戦借款は、「中華民国政府ハ完全ナル協同動作ヲ為シ得ル国防用軍隊ノ編成及戦争〔世界大戦〕 Lansing to Woodrow Wilson, 4 February 1919, PWW, Vol. 54, p. 474; Capt. Hallet R. Robbins to Brig. Gen. M. Churchill, 3 February
- 即時引き上げは同政府の崩壊を引き起こすおそれがあった。「中華民国政府参戦借款契約」一九一八年九月(『主要文書』上)四 参加ニ要スル経費ニ充テムガ為」、日本の朝鮮銀行などを通じて与えられた。同借款は、北京政府の財政を安定させており、その
- 年)一〇九—一三七頁を参照。 六五頁。中国参戦と参戦借款などをめぐる具体的な経緯については、臼井克美『日本と中国― -大正時代』(原書房、一九七二
- 84 ともと対中外交の転換を主張し、中国における陸軍出先機関の行動に批判的であった小幡が、このようなあからさまな軍事的脅 ングに伝えている。Lansing to Wilson, PWW, 4 February 1919, Vol. 54, p. 474. 陳外交次長も小幡との会見後、ラインシュに対し て小幡が五十万トンの軍艦と百万の兵士、参戦借款の停止でもって脅迫を行ったと語っている。Fifield, *op. cit*, pp. 145-146. もっ 例えば顧維鈞は、日本政府が中国政府を恫喝し、顧維鈞の全権を取り消すように説得しているのではないかとの憂慮をランシ
- 86 小幡公使より内田外相、 一九一九年二月七日 (同右) 一三四―一三六頁。内田外相より小幡公使、一九一九年二月八日 (同右)
- 87 三七—一三八頁 Wilson to Lansing, 7 February 1919, PWW, Vol. 54, p. 548
- の原因であったろう。 んど伊東によってしめられている。伊東の政治的活動の場が、他の委員に比べて同会にほぼ限定されていたことも、彼の「奮闘 同右、三九三―三九七頁。なお、外交調査会の記録で残っているのが、 伊東文書のみということもあるが、 同会の発言はほと
- 90 同右、三九九頁

88

『翠雨荘日記』三八六―三八七頁

85

迫を行ったとは信じがたく、陳の誇張であると思われる。

内田外相より小幡公使、一九一九年二月五日(『外文』⑧―三―上)一二九―一三〇頁

のであるかは、推測するしかない。「対内政策ノ見地」からも必要としているとは、野党やメディアが日本全権の消極性を非難し 極メテ緊要ナ」り、と結ばれていた。このような訓令が、牧野等全権のどのような行動を期待して打電されたも

内田外相より松井大使、一九一九年二月四日(『外文』⑧―三―上)一二五頁。同訓令は、このような姿勢は「我対内政策ノ見

91

- ということだったのか、あるいはより牧野の構想に近いものだったのか。その実相はともかく、後で述べるように、牧野が出来 同内容の文書には、筆者が傍点を振った部分に毛筆で線が引かれている。「牧野全権宛内田大臣訓電」二月六日(講第二六号)、 るだけウィルソンとの諒解を取り付けるのに有利なように解釈したのは、 牧野文書291-2。 ていたことを、まず念頭に置いたものであろう。講和全権に期待したことが、講和会議前の訓令に則って正々堂々と主張をせよ 間違いないであろう。なお牧野文書に納められている
- (93) 同右、四二四頁。『原敬日記』第八巻、一九一九年二月一九(92)『翠雨荘日記』四一七頁。
- 95 度外に措く積もり」ではないかと憂慮していた。『翠雨荘日記』八六頁、九〇―九一頁。 『翠雨荘日記』四〇〇―四〇二頁。伊東や犬養は、国家の重大問題であるから深夜であっても駆けつけると、原の突然の申し出 同右、四二四頁。『原敬日記』第八巻、一九一九年二月一九〔ママ〕日、一六三頁 原内閣発足当初より伊東は、外務省からの外交調査会への連絡の遅延、欠落に憤っており、原が外交調査会を祭り上げ、「今後
- 96 に狼狽している 『翠雨荘日記』四一一―四一二頁。原は「伊東、今は枢密院にても孤立なれば……彼に相談する事となせば、彼は大概満足する
- 事と思ひたるが、其通なり」、「伊東は〔代表を〕辞する事など出来得る男とは思はれざるなり」と観察し、伊東の権力への執着 良案もな」しと評したように、伊東に対する評価は極めて低く、原が伊東の長大かつ細かな議論を真剣に考慮していたとも考え とプライドを利用して、外交調査会の事後承認を事実上認めさせている。『原敬日記』第八巻、一九一九年年二月一六日、二九日、 一六一頁、一六三頁。また、講和会議対策討議時の伊東の弁論を、外務省の「準備委員の報告を非難するも、別段之に越したる
- られない。『原敬日記』第八巻、一九一八年一二月二日、一〇〇頁 『翠雨荘日記』四六九―四八四頁。この時期、原が志向していた、外交の実施機関を外務省に一元化する構想は着実に進みつつ

三九

二四日、 庁の設置によって実現している。『原敬日記』第八巻、一九一九年一九一九年三月八日、一七二頁、三月一九日、一八一頁、三月 あった。四月には、関東都督府から外交および満州統治機能を分離する政策が、同府の廃止と外交官の林権助を長官とする関東 一八三頁、三月二九日、一八六頁。 | 軍事機能を担当する関東軍司令官は別に置かれた。関東庁の設置の経緯と背景につ

川田、前掲書、二一一―二一四頁。

- 98 求を受諾することは、北中国全体の貿易の支配権を日本に与え、中国における諸外国民の商業上の機会均等と、中国の政治的統 present 1. On the league of Nations. 2. On the Question of Kiachow, 24 March 1919, PWW, Vol. 57, p. 635. また顧維鈞は、日本の要 ウィルソンに強調している。もし間接還付策が採用されれば、「日本は影だけを中国に返すだけで、山東の本質的なものは日本に 一・経済的福利を危険にさらすと訴えていた。Lansing to Wilson, with Enclosure, A Memoraudum by V. K. W. Koo, 12 April 1919 する シュピ なる]。 Memorundum of an Audience with President Wilson. Mr. Liang Chi Chao, Mr. Koo and Mr. Carson Chang 顧維鈞は、山東半島を縦断し、連絡線および支線で北京の出入り口を扼する山東鉄道の政治的、 戦略的重要性を以下のように
- 99 認識を示している。林公使より内田外相、 しい。また、中国在勤の外交官たち、たとえば林権助は、 山東権益の発展とその変化については、清水秀子「山東問題」(『国際政治』第五六号 [一九七六年]) 一一七—一三六頁が詳 一九一八年一二月一日 山東問題は中国に返還するのであるから、それほど重要ではないとの (『外文』⑦―三)六四五頁。

ibid., pp. 298-30; Koo to Wilson, 17 April 1919, *ibid.*, p. 431

- 100 延長された。原が勢力範囲や権益を当然視していたことについては、小林、 南満州鉄道) 日露戦争後の清国との条約によって正式に獲得した満州権益は、例えば関東州租借地が一九二三年に、また東清鉄 は一九四○年に満期を迎えることになっており、一九一五年の日中条約によってこれら権益の期限が九九年間に 前揭論文、三七四—三七五頁
- 101 ベク」。内田の陸への発言、『翠雨荘日記』三四九頁。「極力自国国内ノ整理ヲ行ヒ、以テ他日ヲ期セラレンコトヲ望ムトテ、軍事 「支那ニ於テ南北統一ノ実挙リタル場合ニハ列国共ニ異論ナカルベキモ、 一九一八年一一月二六日(『外文』⑦―三)六三七頁 教育、 実業ノ各方面ニ渉リ積弊ヲ指摘シ、改良策ヲ説キ警告ヲ与へ置ケリ」。 刻下ノ情況ニ於テハ直ニ之ヲ決行スルコト能 林の梁啓超への発言、 林公使より内田 ハザル

- 102 奈良武次陸軍中将より陸軍省、一九一九年二月二五日(『外文』⑧—三—上)一八二—一八三頁。
- (103) 『翠雨荘日記』四六七頁

104

『原敬日記』第八巻、一九一九年四月二一日、一九九頁。

- 105 内田外相より松井大使、一九一九年四月二一日(『外文』⑧—三—上)二四二頁。『翠雨荘日記』四六七—四六八頁。
- 106 同右、四八二頁。『原敬日記』第八巻、一九一九年四月三〇日、二〇三頁。
- 107 Minutes of the Daily Meeting of the Commissioners Plenipotentiary, 10 April 1919, PPC, Vol. 11, pp. 149-150
- of Nations. 2. On the Question of Kiachow, 24 March 1919, PWW, Vol. 57, p. 635 Memorundum of an Audience with President Wilson. Mr. Liang Chi Chao, Mr. Koo and Mr. Carson Chang present 1. On the league
- 109 頁。Elleman, op. cit., p. 60 「山東省に於ける諸問題処理に関する交換公文」一九一八年九月二四日、一九一九年四月九日公表(『主要文書』上)四六四
- 110 た。なお、ランシングはすでに四月一五日の五カ国外相会議において同様の提案を行っている。Secretary's Note of a Conventior Ibid., p. 75. こうした方式はモロッコやエジプトなどのドイツ権益に適用されており前例がある、というのがその根拠であっ

held in M. Pichon's Room at the Quai d'Orsay, 15 April 1919, PPC, Vol. 4, pp. 555-556

- 111 112 Council of Four, Vol. I, pp. 273-275 ラインシュの国際管理的な中国構想は、彼の本国への報告のなかで詳細に主張されている。Reinsch to Lansing, 23 November
- 1918, *PPC*, Vol. 2, pp. 492-496
- 張してきたことを考えると、この時期のラインシュの列強との協調的な構想は、ややその姿勢が後退しつつあったことの現れか 493. ラインシュが旧対華借款団からの撤退を強く進言し、アメリカ独自の資本による中国への経済的進出と中国の改革を長年主 いた。中国におけるラインシュとその主張については、Pugach, op. cit., pp. 157-175 もしれない。実際にラインシュは、中国におけるアメリカの経済力の脆弱さと、アメリカ経済界の中国への無関心にいらだって ラインシュは以上の原則が列強間に確立されることが、終戦処理に次ぐ講和会議の主要目的であるとしていた。Ibid., pp. 492
- ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題 同志社法学 五六巻二号 — 五 五

- 114 同管理案を受け容れる意思を表明している。From Lu Cheng-hsian[陸徴祥] to Wilson, 24 April 1919, PWW, Vol. 58, pp. 68-70. なお、中国全権は日本の主張が容認されかけていた四月末にいたって、直接還付にかわる条件を提示するが、その中で国際共
- 115 部分の資料は、すべて口語体に改めた。 松井大使より内田外相、一九一九年四月二二日(『外文』⑧―三―上)二四四―二四五頁。なお、ウィルソンと日本全権の会話
- (116) 同右、二四五—二四六頁

117

同右、二四六頁

- (18) 同右、二四七頁
- 119 一〇六頁。 林公使より内田外相、一九一八年一二月一日(『外文』⑦―三)六四四―六四五頁。『主要文書』上、四七二頁。麻田、 前掲書、
- 120 本の光りは大でありた。然るに独露の一時たりとも光を没し、英米全盛の光輝に内に伍しては慥に帝国の影は薄くなりた。又此 も薄くなりた感がする。二十余奥の金儲けはした。此の金の光りよりも、大戦前における英独米露の均衡的光りの中にありし日 下の宇垣一成の覚書を引いて、現実主義的な判断からくる陸軍指導者の政策転換を説明している。「日本の影は今次の大戦前より の考えで仕事をせぬと危険である」。角田順編『宇垣一成日記』1(みすず書房、一九六八年)一八八頁 坂野潤治 『近代日本の外交と政治』 (研文出版、一九八四年) 九八─一○一頁。平野、前掲論文、三一二─三一三頁。坂野は、以
- 122 Ibid., pp. 319-323; Hankey's and Montoux's Notes of a Meeting of the Council of Four, 22 April 1919, PWW, Vol. 57, pp. 602-603

121

Council of Four, Vol. I, pp. 312-314

- 123 Council of Four, Vol. I, pp. 321-324; Hankey's and Montoux's Notes of a Meeting of the Council of Four, 22 April 1919, PWW
- (🔄) Council of Four, Vol. I, pp. 329-336; Hankey's Notes of a Meeting of the Council of Four, 22 April 1919, PWW, Vol. 57, pp. 615-Vol. 57, pp. 602-605
- 125 *Ibid.*, p. 624

126 *Ibid.*, p. 625

127

自身への支持をイタリア国民に直接訴えている

Council of Four, Vol. I, p. 336. なおフィウメ問題では、ウィルソンはイタリアの要求を断固認めず、イタリア政府の頭越しに、

- 128 Memorandum to E. T. Williams from Stanley Hornbeck, 24 April 1919, cited in Elleman, op. cit., p. 65, 67
- 〔22〕 Williams to Wilson, with Enclosure, 24 April 1919, PWW, Vol. 58., pp. 70-73. 同委員会によれば、日中協定には新たな鉄道や鉱山 の譲渡が含まれ、またドイツは租借地以外に民政を敷く権利を有しておらず、山東鉄道の警備権も保有していなかった。そもそ も、一九一三年一二月の中独協定で建設された鉄道は、中国政府の鉄道として建設され、中国の保有物であった。
- 130 *Ibid.*, p.71
- 131 Wilson, with Enclosure, 24 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 71 ウィリアムズはウィルソンに「最も重要なことは日本に山東鉄道を保有させないことである」と断言している。Williams to
- 132 シングの対日姿勢については、Beers, op. cit., Chapter. 11, 12.を参照。 A Memorandum by Lansing, 'Japanese Claims and the League of Nations', 28 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 185. 講和会議中のラン
- 133 From the Diary of Ray Stannard Baker, 29 April 1919, and A Memorandum by Baker, 29 April 1919, PWW, Vol. 58, pp. 229-32

134

Ibid., pp. 231-232

135

A Memorandum by Baker, 29 April 1919, PWW, Vol. 58, pp. 230-231

判をよぶ行動だろう。しかしこれは、嵐の前の、一時的な好評に過ぎない」と、日本の要求を完全に拒絶した場合の結果を楽観 *Ibid*., p. 231. ただしベーカーは、「中国のために決断をし、そしてアメリカに帰る。おそらくこれが大統領にとってもっとも評

していたわけではなく、ウィルソンに決定をしばらく延期することを促していた。From the Diary of Baker, 29 April 1919, PWW

- 137 Vol. 58, p. 229 Tasker Howard Bliss to Wilson, 29 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 234
- Ransing to Wilson, 7 May 1919, PWW, Vol. 58, p. 522. ラインシュの辞任の最大の要因はウィルソンの日本への譲歩に対する抗議

五六巻二号

五七

- にあったが、ラインシュが中国政治の現状に失望感を抱き始めていたことなども原因であった。平野、前掲論文、三二〇頁、
- From the Diary of Colonel House, April 26 1919, PWW, Vol. 58, p. 153, Inga Floto, Colonel House in Paris: A Study of American

Levin, op. cit., pp. 113-114, 117-118

- 141 Policy at the Paris Peace Conference 1919 (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1973), p. 233 House to Wilson, 29 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 228
- 142 取り繕うことだけ考えている――代表団全体は中国の主張を支持しており、[皆が]ウィルソンは恐ろしい間違いを犯したと断 順口 いいい 「 From the Diary of Baker, 1 May 1919, PWW, Vol. 58, p. 327 ウィルソンが日本への譲歩を決断した後、ベーカーは以下のように日記に記している。「ハウスを除いて― -彼は全てをうまく
- (汕) Minutes of the Daily Meetings of the Commisioners Plenipotentiary, 6 February 1919, PPC, Vol. 11, p. 21. このような観察は、調調 査団」の報告書のなかにも見られた。Gelfand, *op. cit.*,, pp. 260-272. またモリスも現地メディアの報道から、アメリカの力に対す

143

Knock, op. cit., p. 246

- 145 る一般的なおそれを報告している。Morris to Lansing, 15 November 1918, PCC, Vol. 1, p. 491 From the Diary of Dr. Grayson, 30 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 244; From the Diary of Edith Benham, 4 May 1919, PWW, Vol. 58
- 147 146 From the Diary of Baker, 29 April 1919, *PWW*, Vol. 58, p. 229 例えば、Elleman, op. cit., p. 69; Kawamura, op. cit., pp. 147-148; Birdsall, op. cit., p. 115. 服部、前掲書、三七―三九、
- 148 ⁻日本が占領していなくとも、ドイツが現在山東を保有できているかは疑わしい」と、その効果に疑問を呈している。Hankey's その他に、ウィルソンは中国全権には日本の戦争協力の重要性を認める発言を行っていたが、ロイド・ジョージとの会話では 松井大使より内田外相、一九一九年四月二三日(『外文』⑧―三―上)二六〇頁。

and Montoux's Note of a Meeting of the Council of Four, 25 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 131

ギリス全権団の秘書官ハンキー(Maurice Hankey)に、戦時中の日本海軍の戦争協力とその重要性をかなり詳細に説明させた。

Hankey's Notes of a Meeting of the Council of Four, 25 April 1919, PWW, Vol. 58, pp. 130-131.この席上ロイド・ジョージは、イ

151 Ibid., p. 130; Council of Four, Vol. I, pp. 378-379

152

150

訳語が見つからなかったため、ここでは"unusual rights"にも同じ訳語をあてた。 般的に「特殊権益」という用語は、日本政府が一貫して満蒙に保有していると主張していた" special interest" を指すが、適切な

Hankey's Notes of a Meeting of the Council of Four, 25 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 131; Council of Four, Vol.1, p. 379.

- (至) Hankey's Notes of a Meeting of the Council of Four, 22 April 1919, PWW, Vol. 57, pp. 605-607; Council of Four, Vol. I, pp. 324-
- 154 述べたほど明確な訓令や、指示は無かったと思われる。また、膠州湾の居留地に関する発言は、日本全権の報告には記載されて 範囲撤廃などに関する「訓令」であるが、筆者の調べた限りでは『外文』や外務省資料では確認できなかった。おそらく牧野が いない。 326. 松井大使より内田外相、一九一九年四月二二日、『外文』⑧―三―上、二四九―二五〇頁。なお、牧野が受けたとした勢力 Hankey's Notes of a Meeting of the Council of Four, 22 April 1919, PWW, Vol. 57, pp. 607-608; Council of Four, Vol. I, pp. 325-
- Hankey's and Mantoux's Notes of a Meeting of the Council of Four, 25 April 1919, PWW, Vol. 58, p.131; Council of Four, Vol. I

155

Council of Four, Vol. I, p. 379

156

Ibid., pp. 379-380

- 159 Council of Four, Vol. I, pp. 397, 400-401.

Hankey's and Montoux's Notes of a Meeting of the Council of Four, 28 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 180

- Hankey's and Montoux's Notes of a Meeting of the Council of Four, 28 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 182; Council of Four, Vol. I,
- ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題 同志社法学 五六巻二号 五九

- (至) *Ibid.*, pp. 397, 400-40
- (室) From the Diary of Baker, PWW, 30 April 1919, Vol. 58, p. 270
- (至) From the Diary of Grayson, 25 April 1919, PWW, Vol. 58, pp. 112-113
- (절) From the Diary of Baker, 30 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 270
- は、顧維鈞ら中国全権は、日中条約の具体的な内容について北京政府よりよく説明されておらず、一九一八年の協定にいたって 六六―二六七頁。事実、顧維鈞は、実際には撤回された二一ヶ条要求のいわゆる第五項(中国の主権に関わる要求を多く含んで いた)の一部が、条約として成立したかのように四首脳会議で説明している。Council of Four, Vol. I, p. 333. もっともEllemar ランシングとウィリアムズの進言に大きく依拠していると見ていた)。松井大使より内田外相、一九一九年四月二八日(同右)二 松井大使より内田外相、一九一九年四月二八日(『外文』⑧―三―上)二六三頁(日本全権は、ウィルソンが山東問題に関して
- 166 リ」。松井大使より内田外相、一九一九年五月四日(同右)二九二頁。 頁。「我対支政策ニ対スル米国側ノ疑心モ、当方ノ説明ニ依リ漸次緩和シ来リタル結果、膠州湾問題ノ協議事ナキヲ得ルニ至レ 『インフォーメーション』ヲ与フルコトヲ得タリ」。松井大使より内田外相、一九一九年四月二二日(『外文』⑧―三―上)二四七 例えば、「大統領ガ全然日本ノ主張ニ同意シ又ハ好意ヲ有スルモノトハ言フヲ得ザルモ……我方ノ論拠ヲ了解セシメ、事実上ノ

は日本全権との交渉と日本政府の公表により、初めてその存在を知ったとしている。Elleman, op. cit., pp. 34, 41-43

- 167 九年四月二二日(同右)二五〇頁。 「客観的ニ観察スルトキハ、大統領及両首相ニ於テハ何等条約ノ効力論ノ如キ議論ヲ提示セズ」。松井大使より内田外相、一九
- 168 松井大使より内田外相、 一九一九年五月一日 (同右) 二七〇頁
- 169 松井大使より内田外相、 一九一九年五月一日 (同右)二七○一二七二頁。Council of Four, Vol. I, pp. 403-404.
- (印) 松井大使より内田外相、一九一九年五月一日(『外文』®―三―上)二八〇頁。

一パリ講和首相会議報告」一九一九年五月三日(『主要文書』上)四八六頁

170

From Arthur James Balfour to Wilson, with Enclosure, 29 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 228. なお、この妥協案の成立に当たって、

ロイド・ジョージとバルフォアが日米の仲介の労をとった。

- 173 松井大使より内田外相、一九一九年五月三日(『外文』⑧―三―上)二八〇頁。
- April 1919, PWW, Vol. 58, p. 257 松井大使より内田外相、一九一九年五月二日(同右)二八一頁および Hankey's Notes of a Meeting of the Council of Four, 30

- 175 同右、二八一―二八二頁および Ibid., pp. 257-258
- 176

177

ルソン大統領ハ此等取極ノ効力ヲ容認セズ、日本ハ其ノ効力ヲ主張スル」と立場の違いを認めた上で、中国が講和会議で合意さ *Ibid.*, pp. 257-258. 松井大使より内田外相、一九一九年五月二日(『外文』⑧―三―上)二八二―二八五頁。珍田全権は「ウィ

同右、二八二頁。Hankey's Notes of a Meeting of the Council of Four, 30 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 257

徳義上ノ拘束ヲ受ケザルガ為此ノ事実ヲ述ベムトスルニ外ナラズ、同時ニ支那カ右取極〔講和会議で合意された日米間の山東澴 れた還付条件に関する声明の実行を拒否しないことを願うと述べた。そして「此等ノ取極〔大戦中の日中条約〕ヲ援用セザルノ

れている資料は、ハンキーの議事録を訳出したものであるが、訳語の問題もあり、そのままでは珍田が言及している「此等取極 付条件に関する合意〕ノ実行ヲ拒絶スルガ如キ場合ノ発生セザランコトコトヲ希望ス」と表明している。この『外文』に納めら

と「右取極」が日中条約を指すのか、講和会議におけるアメリカとの間で合意に達した還付条件を指すのか判別が困難である。 原文では日中条約を"these Agreements"、講和会議における合意を"the Agreements"と明確に区別しており、またそう読解し た方が文脈上の意味も通る。

月四日(『外文』⑧—三—上)二八九頁。 Hankey's Notes of a Meeting of the Council of Four, 30 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 257. 松井大使より内田外相、

- 180 講和条約の山東関係条項(第四編第八款)については、『主要文書』上、四九二―四九三頁を参照
- 「対内交渉」については、木村汎「交渉とは何か?」(木村編『国際交渉学 -交渉行動様式の国際比較』[勁草書房、 一九九八
- ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

年]) 一〇—一一頁を参照

From the Diary of Grayson, 30 April 1919, PWW, Vol. 58, pp. 244-245

William C. Bullitt to Wilson, 17 May 1919, PPC, Vol. 11, p. 573

メイ編、前掲書、二一九頁(麻田貞雄訳)。

183

- 185 Memorandum by the Secretary of State, 8 May 1919, PPC, Vol, 11, pp. 568-567; From the Diary of Baker, 19 May 1919, PWW, Vol
- 186 Graft, op. cit., p. 245

187

- Elleman, op. cit., p. 125 講和条約批准をめぐるウィルソンとロッジの対立については、Willian C. Widenor, "The United States and The Versailles Peace
- Settlement," in: Carroll and Herring(eds.), Modern American Diplomacy, Revised and enlarged ed(Wilmington, Del.: Scholarly Resources Inc., 1996), pp. 54-59
- 189 出淵勝次駐米代理大使より内田外相、一九一九年七月十二日(『外文』⑧―三―下)八三一頁。
- はウィルソンにとって連盟構想の根幹であり、譲歩の余地がなかったのである。 際協力の礎石』名古屋大学出版会、一九九〇年、一四〇—一四二頁)。これらの問題に比べて、集団安全保障にかかわる第一〇条 の留保や、連盟規約案への脱退規定の追加など、譲歩を行っていた(草間秀三郎『ウィルソンの国際社会政策構想 先駆者』第五章。もっとも、ウィルソンは講和会議中にアメリカに帰国した際、ロッジらの連盟への批判をうけ、モンロー主義 リンク(草間秀三郎訳)『ウッドロー・ウィルソン伝』(南窓社、一九七七年)一六一―一七七頁。リンク、前掲『地球時代の
- (即) アメリカ海軍の動きに関しては、William R. Braisted, "The Evolution of the United State Navy's Strategic Assessments in the and the Road to Pearl Harbor (Essex, UK and Portland, Oregon: Frank Cass, 1994), pp. 102-123. 平間洋一『第一次世界大戦と日 Pacific, 1919-31," in: Goldstein and Maurer (eds.), The Washington Conference, 1921-22: Naval Rivalry, East Asian Stability, ては、麻田、前掲書、九九─一○○頁。アメリカのシベリア単独撤兵時の混乱と日本側の動きに関しては、細谷、 −外交と軍事の連接』(慶應義塾大学出版会、一九九八年)一〇七−一四五頁。一九二〇年以降の日米危機の再燃に関し 前掲『両大戦

間の日本外交』五九―六七頁。ウィルソン政権のシベリア撤兵政策に関する最新の成果は、 (1919~1920年)」。 高原、 前掲「米国のシベリア撤兵と

192 とを認めるとともに、全権がおかれた困難な状況に理解を求めている。なお、イタリアの脱退がウィルソンの決断に影響を及ぼ 『翠雨荘日記』五一二―五一四頁。傍点は、恐らく伊東による。内田外相は、 全権の行為が場合によっては訓令を超えていたこ

193 無条件で受け継ぐことが明記されており、青島済南間の鉄道およ青島上海間・青島芝罘間の海底電信線を除いて、具体的な権益 『翠雨荘日記』五六九頁。もっとも、講和条約中には、ドイツが一八九八年の条約・協定上、山東で保持していた権益を日本が

したのは事実だが、日本全権がそれを利用した形跡は見あたらない。

名が個々に挙げられているわけではない。

件ニ対スル希望」「山東地方ニ於ケル行政権組織変更ニ伴フ希望」「青島還附ニ伴フ日支交渉ニ対スル希望」、一九一九年四月二 と、牧野の専行に不満を表明していた。同右、 なお、全軍の撤退を明言された陸軍も、「皆本邦ニ引揚グルガ約束アリタルコトナシ。又之ヲ引揚グル積ニ非ズ」(田中陸相) 五一七頁。陸軍の山東問題に対する意見に関しては、「青島還附ニ伴フ日中交渉案

が書き込まれている。 二日陸軍省印刷(『外文』⑧―三―下)八一四―八二〇頁。なお、この資料には埴原正直政務局長と小村欣一による、辛辣な批判 「牧野全権委員ノ口述ニ基ク山東問題ニ関スル総括的報告」日付不明(『外文』⑧―三―下)七九八―八〇七頁。牧野が九月一

三二四—三二九頁

三日の閣議で、山東問題の報告を行っていることから、同時期のものと思われる。『原敬日記』第八巻、一九一九年九月一三日

「山川参事官帰朝報告ニ関シ全権ト打合ノ結果重要問題ニ付説明方針決定覚書」一九一九年六月二二日(『外文』⑧―三―下)

八〇四頁

196 原は外交調査会で、「講和会議ニ於ケル我帝国ノ困難ナル境遇ニ陥リタル原因」は、主として日本の中国政策が引き起こした列

強の「猜疑」にあったと断言し、このような状況で全権が「山東問題ノ折衝ヲ全クセンコトノ努力ハ、 ト察セザルヲ得ズ」と、牧野を徹底的に擁護した。『翠雨荘日記』六〇一頁。また外務省の「善後方針」も、一旦全権が山東主権 実ニ非常ノ辛苦タリシコ

同志社法学 五六巻二号 一六三 (三二九)

決定過程は、『原敬日記』と『翠雨荘日記』の記述から判断すると、従来の外交調査会における決定の後、形式的に閣議決定する 方針案(外務省)」一九一九年五月二二日(『外文』⑧―三―下)八二〇―八二一頁。なお、少なくとも講和会議後の外交政策の の完全なる返還を声明した以上、軍隊の撤退などは「帝国の公約に属」すと、牧野声明の実施を強く求めている。「山東問題善後

手順から、閣議決定や閣僚の了解を経てから、外交調査会委員の同意を得る形に変わっている。

『翠雨荘日記』五八九―六〇三頁。『原敬日記』第八巻、一九一九年八月一日、二八三頁

197

198 ザル場合」に日中条約に立ち返る権利を留保するとしただけで、山東還附全般に関する牧野声明は、 と主張し、確認を求めた。対して日本政府は、全権の報告に基づいて「鉄道警察ニ関連シ支那ガ主要聯合与国間ノ了解ニ協力セ リカ政府は、日本全権は講和会議で牧野が声明した条件で中国が交渉に応じない場合のみ、日中条約を援用する権利を留保した 九年八月七日 日支条約及取極ノ解釈」にすぎないと返答する(注(20)を参照)。 内田外相より出淵臨時大使一九一九年八月二日(『外文』⑧―三―下)八九五―八九七頁。出淵代理大使より内田外相、一九一 (同右)九○五—九○七頁。出淵代理大使より内田外相、一九一九年八月二八日(同右)九五四—九五七頁。 日本側の理解では「既定ノ アメ

声明全般を日米間の取り決めと解釈し、対して日本全権は警察問題に関わる声明の後段だけを取り決めと解釈したものと思われ はアメリカ政府の主張に分があるように思える(出淵駐米代理大使は、同様の推測を述べて、本国政府に確認を求めている)。 あるいは牧野声明全般をさすのかはっきりとは判断できない。日本全権の訳文でも、「右取極」とされているだけであり、文脈上 |警察取極| と限定しているのは、日本全権が外務省に送った経過報告だけである。(以上は注(四)を参照) 英文による唯一の議事録を見る限りでは、"the Agreements"とされているだけで、それが警察問題に関する了解をさすのか、 ウィルソンは牧野

199 『原敬日記』 第八巻、 一九一九年八月一日、二八三頁、八月二日、二八五頁。『翠雨荘日記』六八三頁

る。そして、両者が日米妥結を優先したため、解釈を統一する努力は行われなかったのであろう。

200 『原敬日記』第八巻、一九一九年九月九日日、三一九頁。『翠雨荘日記』六八三頁

201 外交調査会決定、一九二〇年一月一四日(『外文』⑨―二―上)七頁。ただし、アメリカのシベリア単独撤兵による日米関係の 中国との折衝の不首尾、 アメリカ政界の先行きの不透明さから、実際にアメリカに通知するよう駐米大使に指示された

- 説明を行ったのかは、確認できていない。内田外相より幣原喜重郎駐米大使、一九二〇年九月二一日(『外文』⑨―二―上)七五 のは、一九二〇年九月二一日であり、 しかも国務長官への「軽キ懇談」の形を取った。残念ながら、実際に幣原大使がどの様な
- 202 七三頁、五九四―六〇〇頁、六〇三―六〇四頁。伊東の外務省や全権批判は、例えば内田外相声明の細かな字句の修正をもたら 『原敬日記』第八巻、一九一九年八月一五日、二九○頁、九月九日、三一九頁。『翠雨荘日記』五三五—五三四頁、 五六九一五
- 203 すのが精一杯であった。 『ワシントン体制と日米関係』)三―四頁。David Armstrong, "China's Place in the New Pacific Order," in: Goldstein and Maurer ワシントン会議で合意された、中国の改善プログラムについては、細谷千博「ワシントン体制の特質と変容」(細谷他編、

前掲

- 204 那の宝庫であり、支那の外国貿易の大半は此沿岸諸省に帰する実情であるのに、我に取り此の大切なる区域に縄張りを作られて どの撤廃を主張したのも、「経済上政治上結局帝国ニ取リ有利」であると判断していたからである。その他に石井菊次郎は、一九 (eds.), op. cit., pp.249-266 一七年のランシングとの交渉の際、勢力範囲の撤廃を表明することを企図していたが、その主たる理由は「揚子江沿岸諸省は支 『翠雨荘日記』三三四頁。前掲「小村意見書」。牧野が講和会議前の外交調査会において、 日本が率先して中国における特権な
- 205 をなしている。石井、前掲書、一三九頁。林公使より内田外相、一九一八年十二月一日(『外文』⑦―三)六四五頁。なお、この は支那貿易に最も利害関係の深き日本は非常なる打撃を蒙る」と考えていたからであった。また林権助も石井と同じような進言 均等の下に於て苦もなく他国〔と〕の競争に打ち勝つべき筈の地位を占めて居る」としている。石井、前掲書、 ような判断の背景には、日本の経済力に対する自信があった―たとえば石井は「山東省揚子江沿岸諸省に於ても、我商人は機会 ロイド・ジョージは「イギリスが投資に必要な十分な資本を有していないため、揚子江流域において他国と共同することは、
- Four, 25 April 1919, PWW, Vol. 58, p. 131 たとえそう望むべきであっても、できない」と、ウィルソンに理解を求めていた。Hankey's Notes of a Meeting of the Council of
- 206 新借款団をめぐる日本の政策に関しては、三谷、 前掲書、三三九―三四四頁および平野、 前掲論文、三〇六―三一五頁を主に
- ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題 五六巻二号

同志社法学 五六卷二号

ウィルソンと日本―パリ講和会議における山東問題

207 208 | 二八— | 三 | 頁 『翠雨莊日記』五三五頁。 「一般講和問題に関〔聯〕し考慮を要すべき事項」、牧野文書292。なお内容は表題となっている項目の他に、「露国問題」、

書の内容に酷似している。ただ日付や、発信者、宛先などが見あたらないため、小村や牧野の意見書をもとに、パリで起草され |西伯利亜問題]、「支那問題」に分かれ、在仏大使館の便箋に十枚にわたり記されている。「支那問題」の内容は前掲の小村意見

209 ワシントン会議における日米「デタント」の成立過程に関しては、麻田、前掲書、第三章。

たものかもしれない。

210 ただし周知のように、パリ講和会議参加者の「教訓」や「経験」が、近衛文麿に代表されるように、すべて国際協調的な発想

を導き出したわけではない。この点に関しては、中西、前掲論文(一)、七〇―七四頁を参照。外務省でも、ワシントン会議参加

にあたって、パリの教訓は様々に解釈された。そして、対米協調案から対米逆襲案まで幅広く立案された見解を統一することは

出来なかったのである。麻田、前掲書、一〇三―一一九頁。

同志社法学 五六卷二号

一六七 (三三三)